

柏市土砂等埋立て等規制条例の手引

令和6年7月改訂版（ver. 5.2）

柏市 環境部 産業廃棄物対策課

はじめに

柏市では、平成10年に「柏市埋立事業規制条例」を制定し、市民の生活環境の保全及び災害の発生の防止を図ってきましたが、平成20年4月の中核市移行に伴い、「柏市土砂等埋立て等規制条例」を制定・施行し、従来千葉県で規制等を行っていた規模の事業についても規制を行うことになりました。

また、平成24年4月より、条例改正により一部の埋立事業について、届出制が導入されました。

「柏市土砂等埋立て等規制条例」のポイントは次のとおりです。

- ①目的は、土壌汚染と災害発生を防止することにより、市民の生活の安全を確保し、市民の生活環境を保全することです。
- ②許可・届出の対象となるのは、搬入土による埋立面積が300平方メートル以上の埋立事業です。
- ③都市計画法第29条第1項の許可を要する開発行為など、法令等に基づき許認可を受けた事業で、土砂の崩落や流出等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられている埋立事業については、「埋立事業届出」が必要です。
- ④③以外の、搬入土による埋立面積が300平方メートル以上の埋立事業については、「埋立事業許可」が必要です。

この場合、許可申請に先立って「柏市埋立事業事前協議指導要綱」に基づく事前協議が必要です。

- ⑤土地所有者にも責務が生じ、措置命令の対象となることがあります。
- ⑥許可・届出の対象事業以外の土砂等の埋立て等においても不適正な土砂等の埋立て等を禁止しています。

この手引は、埋立事業を行う皆様に、条例の概要や各種届出作成方法を解説したものです。条例の趣旨を十分理解され、市民の生活環境の保全に十分配慮されるようお願いいたします。

も く じ

1	柏市土砂等埋立て等規制条例の概要	
(1)	目的	…… 6
(2)	埋立事業について	…… 6
(3)	許可対象外（許可不要）事業について	…… 8
(4)	小規模埋立て等について	…… 9
(5)	土地所有者の責務について	…… 9
(6)	行政権限について	…… 10
(7)	罰則について	…… 10
2	手続の流れ	
(1)	事前協議の手続	…… 11
(2)	事前協議成立から保証金手続の完了及び埋立事業許可申請までの流れ	…… 12
(3)	許可申請（届出）から完了までの手続	…… 13
3	事前協議について	
(1)	事前協議書の提出	…… 14
ア	埋立事業（変更）許可事前協議関係提出書類一覧	…… 14
イ	埋立事業譲受け許可事前協議関係提出書類一覧	…… 16
ウ	作成要領	…… 17
エ	記載要領	…… 18
オ	添付書類	…… 20
(2)	事前協議書提出後の手続	…… 24
(3)	事前協議書の変更	…… 24
4	保証金手続について	
(1)	定期預金口座の開設	…… 25
(2)	質権設定契約	…… 25
(3)	金融機関からの質権設定の承諾	…… 25
(4)	確定日付の取得	…… 25
(5)	その他	…… 26
5	許可申請・届出及び埋立事業の実施について	
(1)	埋立事業許可申請・埋立事業届出	…… 26
ア	埋立事業許可申請書（届出書）提出書類一覧	…… 26
イ	作成要領	…… 28
ウ	記載要領	…… 28
エ	添付書類	…… 30
(2)	埋立事業（一時堆積）許可申請・埋立事業（一時堆積）届出	…… 33
ア	埋立事業（一時堆積）許可申請書（届出書）提出書類一覧	…… 33
イ	作成要領	…… 34
ウ	記載要領	…… 35
エ	添付書類	…… 36

(3) 変更許可の申請・変更届出書の届出	…… 3 8
ア 埋立事業変更許可申請書・変更届出書提出書類一覧	…… 3 9
イ 作成要領	…… 4 1
ウ 記載要領	…… 4 2
エ 添付書類	…… 4 2
(4) 軽微な変更の届出	…… 4 2
ア 埋立事業軽微変更届出書提出書類一覧	…… 4 3
イ 作成要領	…… 4 3
ウ 記載要領	…… 4 3
エ 添付書類	…… 4 3
(5) 譲受け許可の申請・譲受け届出書の届出	…… 4 4
ア 埋立事業譲受け許可申請書・譲受け届出書提出書類一覧	…… 4 4
イ 作成要領	…… 4 5
ウ 記載要領	…… 4 5
エ 添付書類	…… 4 6
(6) 埋立事業着手届出書	…… 4 7
(7) 区域の表示	…… 4 7
(8) 標識の掲示	…… 4 8
(9) 土砂等搬入届出書	…… 4 8
(10) 埋立事業（一時堆積）状況報告書	…… 4 9
(11) 埋立事業地質等検査報告書	…… 4 9
(12) 関係書類の縦覧及び保存	…… 5 0
(13) 埋立事業相続等届出書	…… 5 0
ア 埋立事業相続等届出書提出書類一覧	…… 5 1
イ 作成要領	…… 5 1
ウ 記載要領	…… 5 1
エ 添付書類	…… 5 2
(14) 廃止・休止・終了に関する届出	…… 5 2
ア 用語の意味	…… 5 2
イ 埋立事業廃止（休止）事前届出書	…… 5 3
ウ 埋立事業終了事前届出書	…… 5 3
エ 埋立事業廃止等届出書	…… 5 3
(15) 完了に関する届出	…… 5 4
ア 埋立事業完了事前届出書	…… 5 4
イ 埋立事業完了届出書	…… 5 4
(16) 名義貸しの禁止	…… 5 4
6 関係法令抜粋	
(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令抜粋	…… 5 5
(2) 発生土利用基準について	…… 5 7

(3)宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 関係条文抜粋	…… 6 2
7 柏市土砂等埋立て等規制条例, 同施行規則及び柏市埋立事業事前協議指導等要綱	……別冊
8 様式集	……別冊

1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要

(1) 目的

柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例。以下「条例」という。）は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行い、並びに市民の生活の安全のため必要な措置を講じることにより市民の生活環境を保全することを目的としています。

(2) 埋立事業について

○ 土砂等とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいい、建設残土、川砂・山砂等の掘削自然土、土壌改良プラントで改良された改良土（改良前が自然土だったもの）等、自然土及び自然土に相当する全ての土砂が含まれます。

※ 廃棄物または廃棄物を加工したものについては、土砂等に似た外見・性状を有していても使用できません。

○ 土砂等の埋立て等とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいいます。

ただし、製品の製造又は加工の為の原材料として土砂等を堆積する行為を除きます。

○ 土砂等の埋立て等の用に供する土地以外の場所から発生し、又は採取された土砂等により土砂等の埋立て等を行う事業であって、埋立事業区域（当該搬入土により埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う区域）の実測面積が300平方メートル以上であるもの（これを埋立事業といいます。）は、柏市土砂等埋立て等規制条例に基づく許可又は届出が必要です。

他の場所への搬出を目的として、一時的に土砂を堆積する事業についても、同様に条例に基づく許可又は届出が必要です。

○ なお、条例第12条第1項及び第2項に基づく埋立事業許可、条例第14条第1項に基づく変更許可及び第27条第1項に基づく譲受け許可を申請する前には、条例第11条第1項に基づく事前協議が必要です。

○ 埋立事業のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を要する開発行為など、法令等に基づき許認可を受けた事業で、土砂の崩落や流出等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているもの（施行規則別表第2に掲げる事業）については、「埋立事業届出」が必要です。

○ 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該埋立事業を施工する日前1年以内に他の埋立事業が施工され、又は施工中の場合で、当該埋立事業と隣接・近接地における埋立事業の面積を合算して300平方メートル以上となる場合（土地所有者又は埋立事業者が同一の者である場合に限る。）には、許可又は届出が必要です。

○ 土砂等の埋立事業を行うに当たり、埋立事業に係る土地についていくつかの用語があります。それらについての説明は以下のとおりです。

ア 埋立事業区域【条例第9条第1項】

埋立事業区域とは、土砂等の埋立て等の用に供する区域のことをいい、区域外の搬入路、事務所等の用に供する区域は含まれません。また、開発行為や宅地造成等の事業において、開発事業区域内で切土・盛土を実施する場合は、その区域は埋立事業区域に含めず、開発事

業区域外から搬入する土砂等で埋め立てる区域を埋立事業区域とします。

イ 埋立事業予定地【条例第10条第1項】

埋立事業の用に供しようとする土地のことを埋立事業予定地といいます。埋立事業区域との違いは、埋立事業予定地については土地そのものを指すのに対し、埋立事業区域については必ずしも土地そのものを指さないという点です。ある土地の一部において埋立事業を行う場合、埋立事業区域は、搬入する土砂で埋立てる部分のみを指しますが、埋立事業予定地は埋立事業として使用する土地全体のことをいいます。

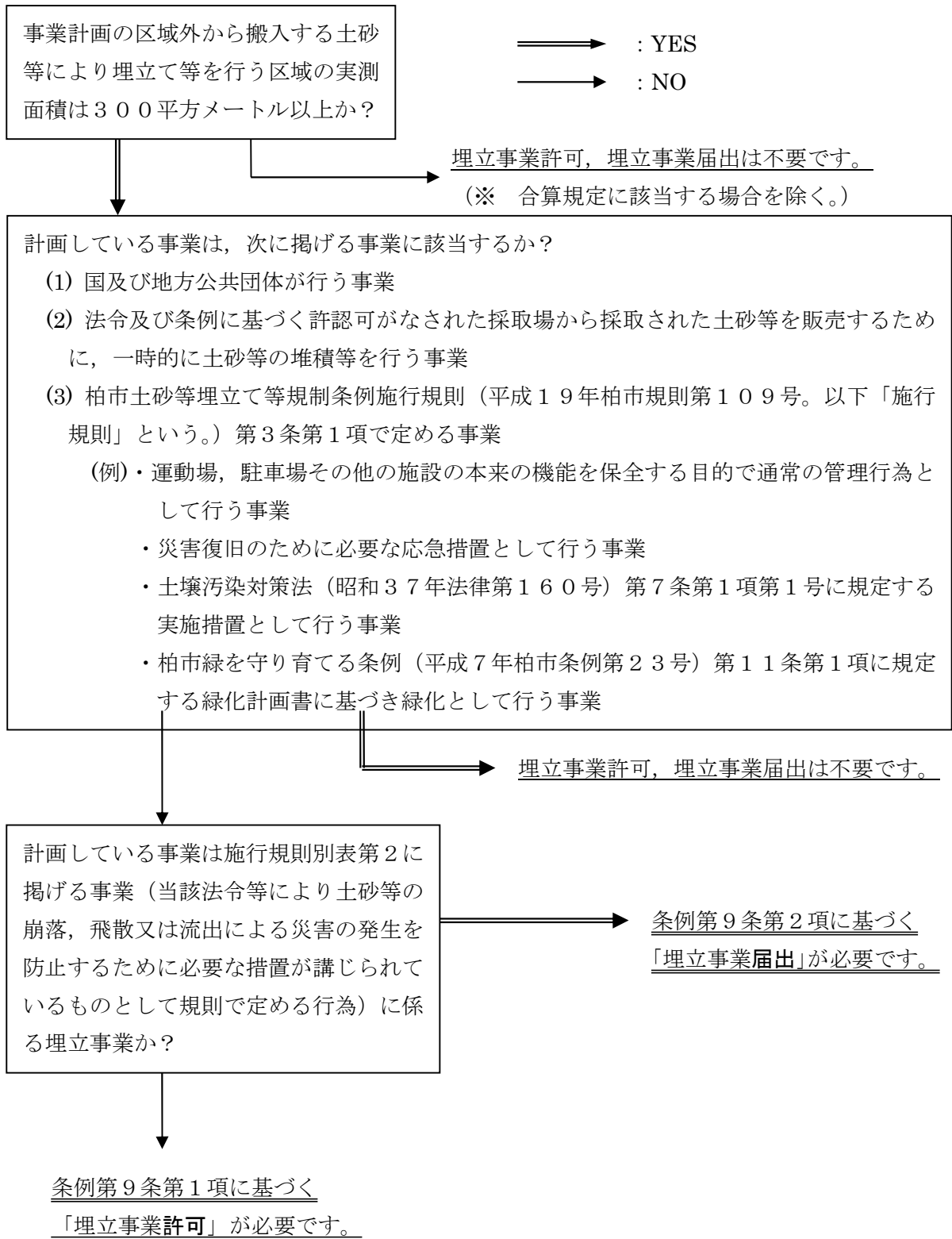
ウ 埋立事業場の区域【条例第12条第2項第3号】

埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域のことをいいます。アの埋立事業区域に加えて、埋立事業を行うに当たり、現場事務所の設置や搬入時の走路として使用する土地の区域、切土のみの区域や切土による盛土の区域も含まれます。したがって、埋立事業区域の面積が埋立事業場の区域の面積を上回ることはありません。

エ 埋立事業施設予定地【柏市埋立事業事前協議指導等要綱第4条第1項第6号】

埋立事業の用に供する施設を設置しようとする土地のことをいいます。埋立事業予定地と同様に、こちらは土地そのものを指します。搬入路や現場事務所設置のために使用する部分のみならず、使用する土地全体を指します。

- 土砂等の埋立て等を行う者は、許可等の要否にかかわらず、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはけません。
- また、土砂等の埋立て等を行う者は、許可等の要否にかかわらず、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出をしないよう必要な措置を講じなければなりません。
- 埋立事業許可を受け、又は埋立事業届出をした後も、埋立事業着手届出書、土砂等搬入届出書等の、条例に基づく各種の届出が必要です。
- ※ 埋立事業許可を受け、又は埋立事業届出をただけでは手続の終了にはなりません。
- その他、各種法令の規制を受ける場合には、所定の手続が必要です。



(3) 許可対象外（許可不要）事業について

次に掲げる事業は，条例に基づく許可は不要です。

- 国及び地方公共団体が行う事業
- 法令及び条例に基づく許認可がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- 運動場，駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業

- 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- 土壌汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置として行う事業
- 柏市緑を守り育てる条例第11条第1項に規定する緑化計画書に基づき緑化として行う事業
- その他市長が適用除外と認める事業
- ※ 許可対象外事業の詳細については、条例第9条及び施行規則第3条を参照すること。

(4) 小規模埋立て等について

埋立事業（300平方メートル以上の埋立て、盛土及び一時堆積）のうち、その面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満の埋立事業を「小規模埋立て等」とし、以下の事項について緩和措置を設けています。

- 現場事務所の設置及び現場責任者の設置に関する事項
- 埋立事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項
- 水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項
- 発生場所ごとに土砂等を区分するための措置に関する事項（一時堆積事業の場合のみ）

(5) 土地所有者の責務について

ア 土地所有者の義務

土地所有者には、次の責務が課せられています。

- (7) 所有する土地において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止すること。【条例第4条第1項】
- (イ) 土壌の汚染及び災害を発生させるおそれがある土砂等の埋立て等を行う者に対して、所有する土地を提供しないこと。【条例第4条第2項】
- (ロ) 自己の土地で行われている埋立事業（埋立事業許可を受けているものに限る）によって土壌の汚染、埋立事業に使用されている土砂等の崩落・飛散・流出による災害が発生するおそれがあるときには、①市長に報告すること。②埋立事業者に対し、「埋立事業の休止」又は「土壌の汚染又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じること」を求めること。【条例第33条第1項】
- (ハ) 自己の土地で行われている埋立事業（埋立事業許可を受けているものに限る）によって土壌の汚染、埋立事業に使用されている土砂等の崩落・飛散・流出による災害が発生したときは、①市長に報告すること。②埋立事業者に対し、「埋立事業の休止」及び「土壌の汚染又は災害の発生を防止するために必要な措置（土砂等の撤去等）を講じること」を求めること。【条例第33条第2項】

イ 土地所有者に対する命令

- (7) 市長は、埋立事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、土地所有者に対して、土砂等の撤去又は土壌汚染を防止するために必要な措置を講じるよう命じることができます。【条例第33条第3項】
- (イ) 市長は、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、土地所有者に対して、これらの災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう命じることができます。【条例第33条第4項】

埋立事業者は、土地所有者の同意なく埋立事業の許可を得ることはできません。

土地所有者は、埋立事業の計画をよく確認するとともに、責務を理解した上で同意するようにしてください。

(6) 行政権限について

災害等の防止を図るため、市長には、事業者・土地所有者に対する措置命令、許可の取消し、報告の徴収、立入検査等の行政権限が認められています。

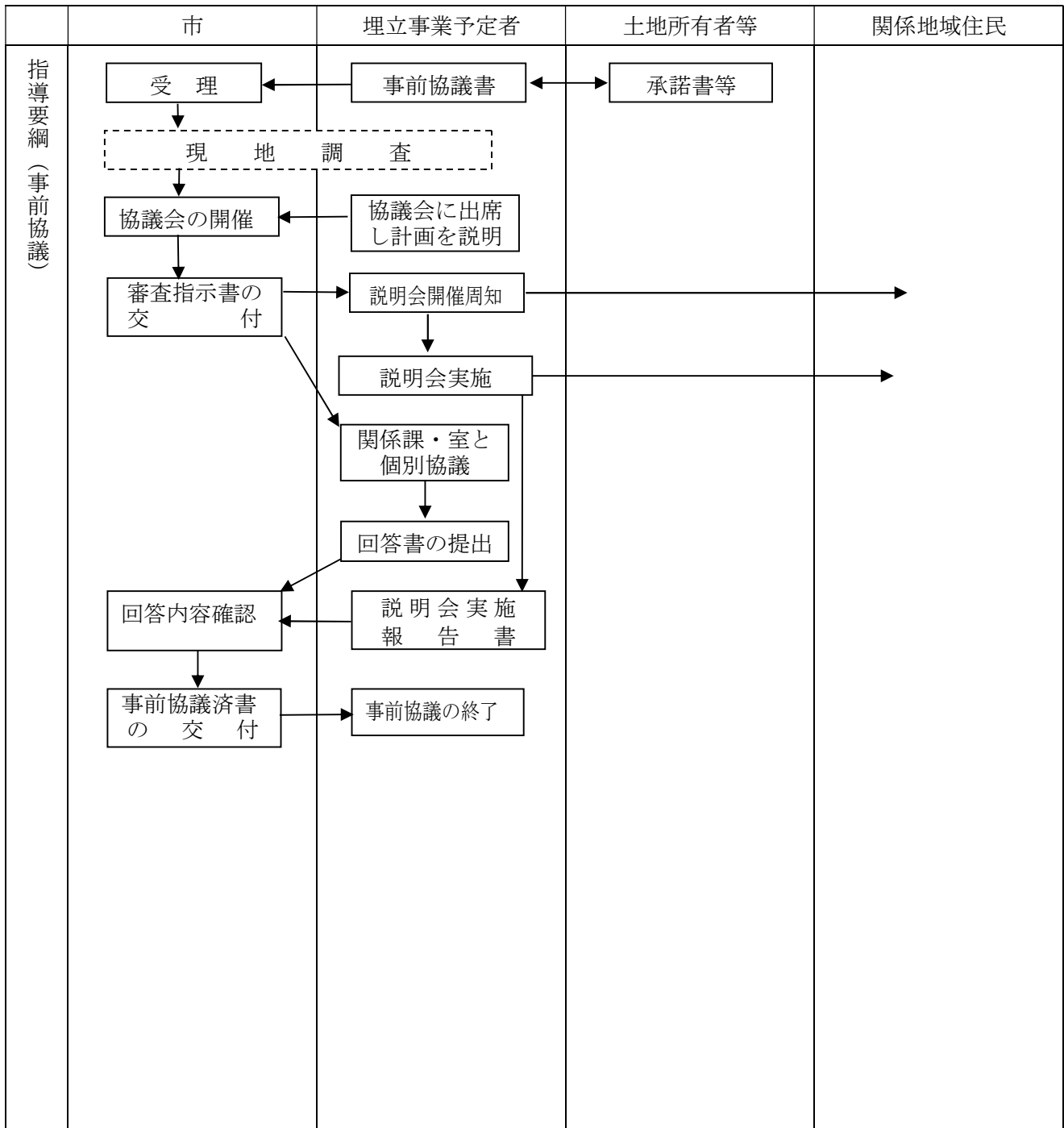
(7) 罰則について

次表のとおり罰則が規定されています。

適用	罰則及び根拠条文
①埋立事業許可を受けないで埋立事業を行った場合、変更許可を受けないで変更後の計画で埋立事業を行った場合、若しくは譲受け許可を受けないで埋立事業を譲受けた場合	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 【条例第39条】
②措置命令に違反した場合	
③許可の取消し、事業の停止命令に違反した場合	
④自己の名義をもって、他人に埋立事業を行わせた場合	
⑤埋立事業届出をしないで埋立事業を行った場合、変更の届出をしないで変更後の計画で埋立事業を行った場合、若しくは譲受けの届出をしないで埋立事業を譲受けた場合。又は虚偽の届出をした場合	50万円以下の罰金 【条例第40条】
⑥搬入の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	
⑦土砂等管理台帳を作成せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合及び保存しなかった場合	
⑧土砂等の量や地質検査結果等を報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	
⑨安全基準に適合しない土砂等を確認した場合の報告をしなかった場合	
⑩事業の報告徴収義務に違反した場合	
⑪立入検査を拒否したり、虚偽の答弁をした場合	
⑫軽微な変更の届出、着手の届出、廃止等届出、完了届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、及び当該届出に係る土地所有者への通知をしなかった場合	30万円以下の罰金 【条例第41条】
⑬関係書類等を保存しなかった場合	

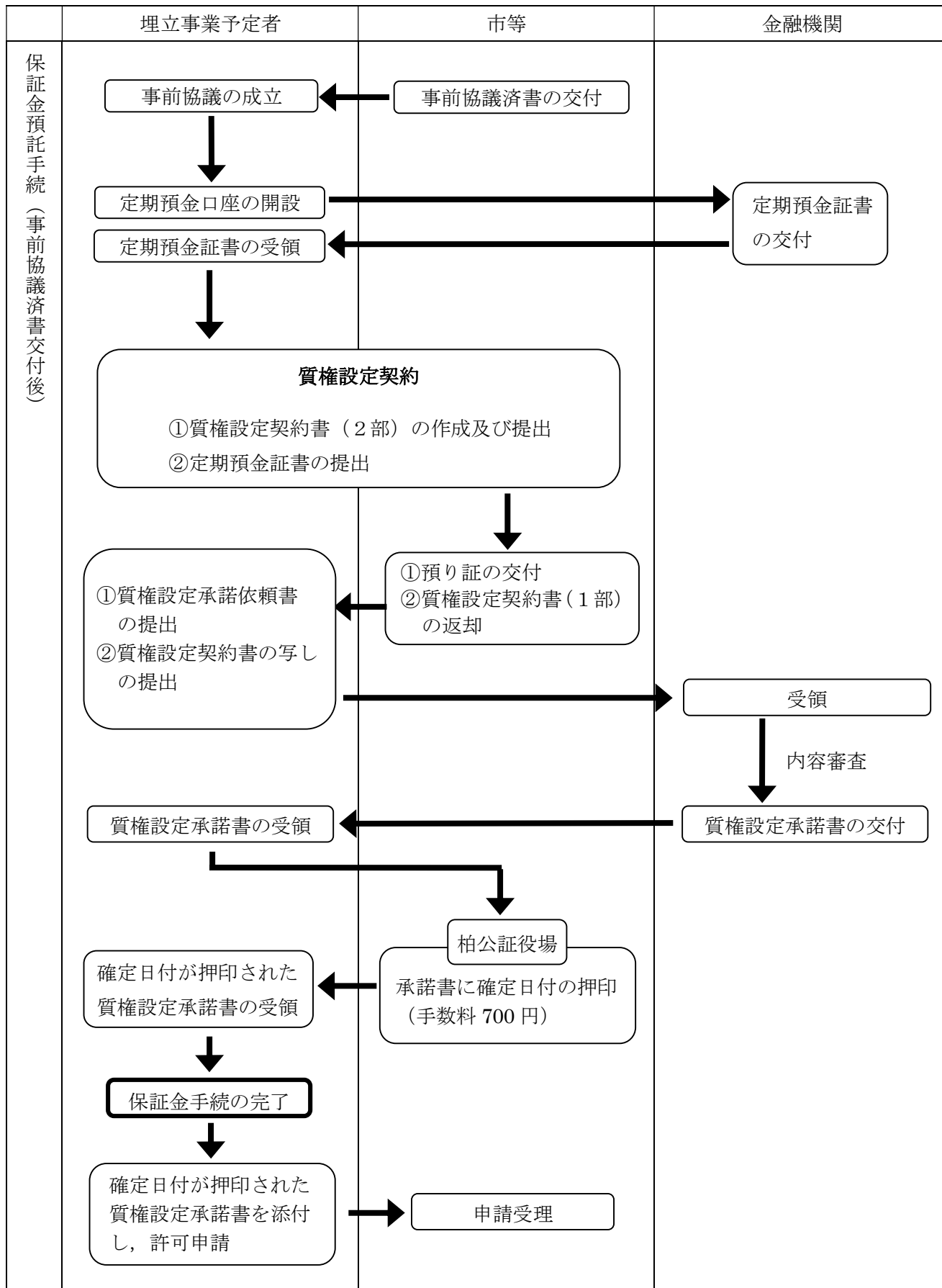
2 手続の流れ

(1) 事前協議の手続

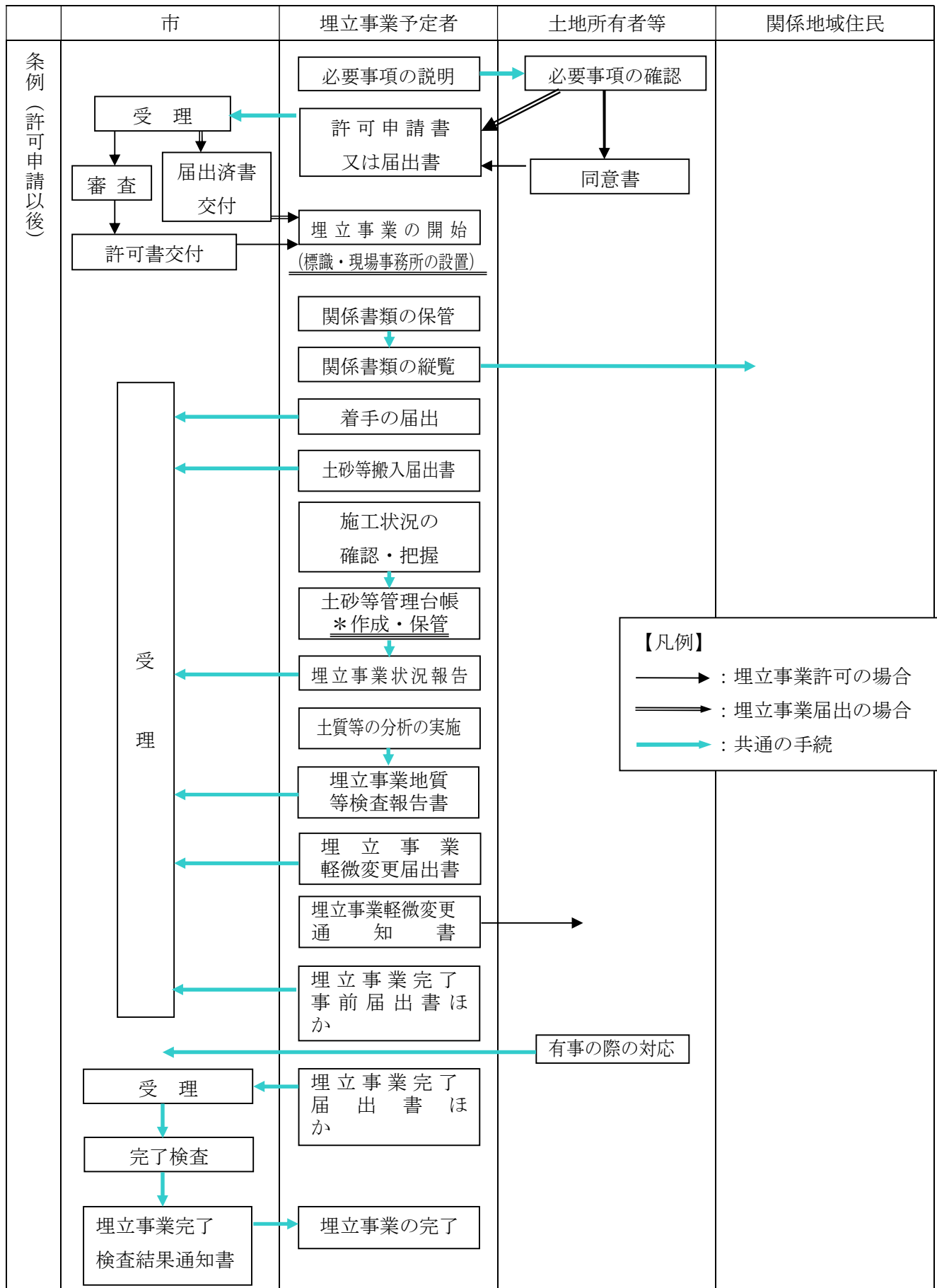


- ※ 1. 埋立事業許可を受けようとする場合に、あらかじめ事前協議が必要です【条例第11条第1項】。
2. 埋立事業届出をしようとする場合には、事前協議の手続は必要ありません。
3. 埋立事業に係る土地等の境界が確定していない場合には、事前協議書提出前に当該境界を確定しておくことを推奨します。
- 許可後に土地境界を確定し、境界が当初想定と変わったことにより埋立事業区域の面積が変更される場合、変更許可が必要になります。

(2) 事前協議成立から保証金手続の完了及び埋立事業許可申請までの流れ



(3) 許可申請（届出）から完了までの手続



3 事前協議について

埋立事業を行うために埋立事業許可（変更許可，譲受け許可）を受けようとする者は，許可申請に先立って，他法令遵守，近隣への説明等について，事前協議を行わなければなりません（手続の流れについては11ページを参照）。

(1) 事前協議書の提出

ア 埋立事業（変更）許可事前協議関係提出書類一覧

No	書類及び図面	小規模 以外	小規模	様式集 記載頁
	埋立事業（変更）許可事前協議書	○	○	13-16
1	住民票の写し（事業者が法人の場合は，法人登記事項証明書）	○	○	—
2	協議申出者が未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあっては，当該法人の登記事項証明書）	△	△	—
	埋立事業予定地の全部を協議申出者のみが所有している場合以外の場合に あっては，次に掲げる書類	/	/	/
3	ア 埋立事業予定地において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であって，次のいずれかに掲げるもの （ア） 土地使用承諾書 （イ） 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し （ウ） 施行規則第4条各号に掲げる埋立事業の区分に応じ，当該各号に定める書面の写し	○	○	（ア）： 91-92
	イ ア（ア）又は（ウ）の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書	○	○	—
4	当該埋立事業予定地について埋立事業の施工の妨げとなる権利（地上権，永小作権，質権，賃借権等）を有する者があるときにあっては，当該権利を有する者の埋立事業施工承諾書及び当該埋立事業施工承諾書に押印された印を証する印鑑登録証明書	△	△	93
	埋立事業施設予定地を協議申出者のみが所有している場合以外の場合に あっては，次に掲げる書類	/	/	/
5	ア 埋立事業施設予定地において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業施設予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であって，次のいずれかに掲げるもの （ア） 土地利用承諾書 （イ） 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業施設予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し	○	○	（ア）： 94
	イ ア（ア）の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書	○	○	—
6	協議申出者が埋立事業を行うことについて埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地の所有者（当該土地が農地である場合にあっては，所有者及び耕作者）が承諾した旨を記載した埋立事業隣接同意書	○	○	95-96

7	埋立事業区域及び埋立事業場の区域の位置図（縮尺 5,000 分の 1 程度のもの）	○	○	—
8	埋立事業区域及び埋立事業場の区域の付近の見取図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）	○	○	—
9	埋立事業区域及び埋立事業場の区域の実測図（縮尺 2 5 0 分の 1 程度のもの）	○	○	—
10	埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	—
11	埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	—
12	埋立事業区域の平面図及び断面図であって、次に掲げる埋立事業の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすもの	/	/	/
	ア 一時堆積事業以外の埋立事業 埋立事業の施工の前後の構造が確認できること。	○	○	—
	イ 一時堆積事業 土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できること。	○	○	—
13	埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図	○	○	—
14	施行規則第 6 条第 2 項に定めるところにより行った埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書（一時堆積事業を行おうとする場合で、当該一時堆積事業に係る埋立事業区域の表土と一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造であるときにあっては、その構造図）	○	/	—
15	一時堆積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業に使用される土砂等の量の計算書	○	○	—
16	一時堆積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置を記載した書類	△	/	—
17	一時堆積事業にあっては、埋立事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造図	△	/	—
18	埋立事業区域内に排水施設を設置する場合にあっては、当該排水施設の集水区域を示す図面、排水計画図、構造図及び計算書	△	△	—
19	一時堆積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置を記載した書類	○	○	—
20	一時堆積事業以外の埋立事業を行おうとする場合で、擁壁を設置するときは、当該擁壁の断面図、背面図及び構造計算書	△	△	—
21	一時堆積事業にあっては、埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため講じる措置を記載した書類	○	/	—
22	現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の設置の計画書及び位置図	○	△	—
23	現場責任者（小規模埋立て等である埋立事業を行おうとする場合にあっては、当該事業の責任者）の氏名及び職名を記載した書面	○	○	97

24	現場責任者であることを証する書類	○	/	98
25	現場責任者の住民票の写し及び写真	○	/	—
26	一時堆積事業以外の埋立事業にあつては、埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図	○	○	—
27	一時堆積事業にあつては、埋立事業に使用される土砂等の搬入搬出経路図	○	○	—
28	その他市長が必要と認める書類及び図面	○	○	—

※1 小規模以外：埋立事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：埋立事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 小規模以外及び小規模欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

※3 変更許可に係る事前協議の場合は、上記書類及び図面のうち埋立事業の変更の計画に係るもの及び当該埋立事業許可に係る埋立事業許可（不許可）決定通知書等の写しの提出が必要。

イ 埋立事業譲受け許可事前協議関係提出書類一覧

No	書類及び図面	小規模 以外	小規模	様式集 記載頁
	埋立事業譲受け許可事前協議書	○	○	17-19
1	住民票の写し（事業者が法人の場合にあつては、法人登記事項証明書）	○	○	—
2	譲受け協議申出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）	△	△	—
	埋立事業地の全部を譲受け協議申出者のみが所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類	/	/	/
3	ア 埋立事業地において譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業地の所有者（譲受け協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であつて、次のいずれかに掲げるもの (ア) 土地使用承諾書 (イ) 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業地を使用する権原を有することを証する書面の写し (ウ) 規則第26条第1項において準用する規則第4条各号に掲げる埋立事業の区分に応じ、当該各号に定める書面の写し	○	○	(ア): 91-92
	イ ア(ア)及び(ウ)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書	○	○	—
4	当該埋立事業地について埋立事業の施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権等）を有する者があつては、当該権利を有する者の埋立事業施工承諾書及び当該埋立事業施工承諾書に押印された印を証する印鑑登録証明書	△	△	93
	埋立事業施設地（埋立事業区域を除く埋立事業場の区域）を譲受け協議申出者のみが所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類	/	/	/
5	ア 埋立事業施設地において譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業施設地の所有者（譲受け協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であつて、次のいずれかに掲げるもの	○	○	(ア):94

	(ア) 土地利用承諾書 (イ) 土地賃貸借契約書その他譲受け協議申出者が当該埋立事業施設地を使用する権原を有することを証する書面の写し			
	イ ア(ア)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書	○	○	—
6	譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて埋立事業地及び埋立事業施設地を含む各筆の土地に隣接する土地の所有者(当該土地が農地である場合にあっては、所有者及び耕作者)が承諾した旨を記載した埋立事業隣接同意書	○	○	95-96
7	埋立事業区域及び埋立事業場の区域の位置図(縮尺5,000分の1程度のもの)	○	○	—
8	埋立事業区域及び埋立事業場の区域の付近の見取図(縮尺2,500分の1程度のもの)	○	○	—
9	埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	—
10	埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	—
11	現場責任者(小規模埋立て等である埋立事業を行おうとする場合にあっては、当該事業の責任者)の氏名及び職名を記載した書面	○	○	97
12	現場責任者であることを証する書類	○	△	98
13	現場責任者の住民票の写し及び写真	○	△	—
14	埋立事業許可を受けた者から当該埋立事業許可に係る埋立事業の全部を譲り受けることを証する書類	○	○	—
15	譲り受けようとする埋立事業を行っている者が有している埋立事業許可に係る施行規則第10条に規定する埋立事業許可(不許可)決定通知書の写し	○	○	—
16	譲り受けようとする埋立事業を行っている者が有している埋立事業変更許可(不許可)決定通知書の写し	△	△	—
17	譲り受けようとする埋立事業を行っている者が有している埋立譲受け許可(不許可)決定通知書の写し	△	△	—
18	その他市長が必要と認める書類及び図面	○	○	—

※1 小規模以外：埋立事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：埋立事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 小規模以外及び小規模欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

ウ 作成要領

(ア) 事前協議書及び添付書類等については、フラットファイル等で製本すること。

(イ) 事前協議書に添付される書類についての目次を作成すること。

その場合、手引14ページから17ページまでと同様の「埋立事業(変更)許可事前協議書提出書類一覧(埋立事業譲り受け許可事前協議書提出書類一覧)」を作成し、この順で製本の上提出すること。

(ウ) 提出部数は正本(原本)1部、副本1部の2部となります。

ただし、事前協議書の受付前の相談の時点においては、相談により添付書類等の内容が変更になることが考えられるので、1部だけ用意すること。

- (エ) 添付書類（図面は除く。）は、日本産業規格A列4判で作成すること。
- (オ) 事前協議書に添付した住民票の写し、法人登記事項証明書、土地登記事項証明書、公図の写し、印鑑証明書等の原本の還付を希望する場合は、事前協議書を提出する際に、原本還付を希望する書類等の原本と併せて、当該書類等の謄本を提出すること。
- (カ) 埋立事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全かどうか、事業区域面積に応じた数の地質検査の実施が必要となります（ただし、埋立事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合は不要です。また、変更許可申請（埋立事業区域の拡大により新たに埋立事業区域となる土地がある場合で、変更後の埋立事業区域の面積に応じた検体数の地質検査が変更前までの許可（届出）手続において行われていない場合に限る。）に係る事前協議の際には、不足分の地質検査の実施が必要です。譲受け許可申請に係る事前協議の際には不要です。）

埋立事業区域面積	検体数
0.3ha以上1ha未満	2検体
1ha以上2ha未満	3検体
2ha以上3ha未満	4検体
3ha以上4ha未満	5検体
4ha以上5ha未満	6検体
5ha以上6ha未満	7検体
6ha以上7ha未満	8検体
7ha以上8ha未満	9検体
8ha以上9ha未満	10検体
9ha以上10ha未満	11検体
10ha以上	12検体

※ 1ha = 10,000m²

- (キ) 事業計画の策定に当たっては、条例第13条（埋立事業許可の基準）及び条例第15条（埋立事業許可の変更の申請及び許可の基準等）に定める許可基準に適合したものになるよう留意すること。
- (ク) 様式集の13ページから19ページまでに掲載されている様式を使用すること。

エ 記載要領

(ア) 埋立事業予定者

埋立事業の許可申請を予定している者（埋立事業予定者）の住所・氏名等を記載すること。その際、埋立事業予定者の氏名及び住所は、添付資料の住民票の写し又は法人の登記事項証明書に記載されている内容と同じであることを確認すること。法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入すること。

(イ) 埋立事業の区分

埋立、一時堆積のいずれか該当する区分を○で囲むこと。

(ロ) 埋立事業区域の位置

土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、そのほかは「ほか○○筆」

と表示すること。(例：柏市柏五丁目10番1ほか2筆)

(エ) 埋立事業区域の面積（実測）

埋立事業区域（搬入土による埋立て等を行う区域）全体の実測面積を記載すること。

(オ) 埋立事業場の区域の面積（実測）

埋立事業場の区域の全体の実測面積を記載すること。(埋立事業区域と埋立事業場区域の違いについては、手引6ページの「1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要 (2)埋立事業について」をご参照ください。)

(カ) 埋立事業区域の土地の内訳

地番ごとの埋立事業区域の内容を記載することとし、土地所有者の住所、氏名は公簿上の内容とすること。欄が不足する場合にあっては、同様の表を作成し、別紙として添付すること。地番の一部が埋立事業区域となる場合は、公簿面積の欄は、「〇〇m²（公簿面積）の一部」と記載すること。実測面積の欄には、その地番のうち埋立事業区域となる区域の実測面積を記載すること。用途区分の欄には、都市計画法第7条第1項で定める区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を記載すること。

(キ) 埋立事業場の区域の土地の内訳

埋立事業場の区域から埋立事業区域を除いた、地番ごとの内容を記載することとし、土地所有者の住所、氏名は公簿上の内容とすること。記載内容については(カ)に同じ。

(ク) 事業概要

埋立事業の概要を簡潔に記載すること。

(ケ) 埋立事業に使用される土砂等の量及び埋立事業の期間

土砂等の量については、実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載すること。一時堆積事業にあっては、堆積が最大になった場合の堆積土砂等の量を記載すること。

埋立事業の期間については、土砂発生元の工程や運搬経路の距離・道路状況、埋立事業区域での1日当たりの受入れ可能量等、具体的な事業計画を考慮して決定すること。事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、3年以内に完了する期間とすること。(一時堆積事業以外の埋立事業の変更許可の場合は、当初許可の期間を1年を超えて延長できないので注意すること。)

また、埋立事業計画に対して不自然に長い期間としないこと。

(コ) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所

埋立事業に使用される土砂等の発生場所を記載すること。

(ク) 埋立事業に使用される土砂等の区分

埋立事業に使用される土砂等に係る、施行規則別表第3第3号の表の土砂等の区分を記載すること。そのうち建設発生土については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第一(手引55ページを参照)の区分を記載すること。

(シ) 埋立事業に使用される1日の搬入車両台数及び量

埋立事業の期間における、最大時の1日の搬入車両台数及び量を記載すること。

(ス) 埋立事業に使用される機械の種類及び台数

埋立事業に実際使用される機械の種類及び台数を記載すること。

(セ) 現場責任者（現場管理者）の氏名及び職名

現場責任者（現場管理者）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。

(j) 跡地利用計画（一時堆積事業の場合は記入不要）

埋立事業完了後の跡地利用について具体的に記載すること。

(k) 変更許可申請に係る事前協議の場合

変更許可申請に係る事前協議の場合には、変更のある事項について変更前・変更後が分かるように記載し、変更の無い事項については当初許可に係る事前協議書と同様に記載すること。

(f) 譲受け許可申請に係る事前協議の場合には、「埋立事業の許可及び埋立事業区域の位置」には譲受けの相手方（当初の許可を受けた事業者）が取得している許可内容を記載し、「譲受けの相手方の氏名及び住所」には譲受けの相手方の氏名及び住所を記載し、「現場責任者又は現場管理者の氏名及び職名」には現場責任者（管理者）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。現場責任者は基本的に他の埋立事業現場と兼務できないので注意すること。「譲受けの理由」には譲受けの理由を具体的に記載すること。

オ 添付書類

(r) 協議申出者の住民票の写し（協議申出者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）

住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」なので注意すること。コピーは不可。法人の登記事項証明書についても同じ。

(i) 協議申出者が未成年者である場合、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

(r)に同じ。コピーは不可。

(g) 埋立事業予定地の全部を協議申出者のみが所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

a 埋立事業予定地において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であつて、次のいずれかに掲げるもの

(a) 土地使用承諾書

(b) 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し

(c) 施行規則第4条各号に掲げる埋立事業の区分に応じ、当該各号に定める書面の写し

b a (a)及び(c)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書

土地使用承諾書については様式集91から92ページに掲載されているものを使用すること。表面・裏面の2ページにわたっているため、両面印刷したものを添付すること。片面印刷の場合は、両ページに署名及び押印をするか、2枚を重ねて割印を押すこと。（割印等は印鑑登録証明書に登録された印鑑を使用すること）そうでない場合、承諾書としての効力が失われます。

a (a)の土地使用承諾書については、実印の押印のほか、承諾日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

a (b)の契約書等にあつては、契約日、期間、条件等の記載事項が分かるよう、全項の写しをとること。

印鑑証明書については原本を添付すること。コピーは不可。

- (e) 当該埋立事業予定地について埋立事業の施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権等）を有する者があつては、当該権利を有する者の埋立事業施工承諾書及び当該埋立事業施工承諾書に押印された印を証する印鑑登録証明書

埋立事業施工承諾書については様式集 9 3 ページに掲載されているものを使用すること。
押印のほか、承諾日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

印鑑証明書については原本を添付すること。コピーは不可。

- (f) 埋立事業施設予定地（埋立事業区域を除く埋立事業場の区域）を協議申出者のみが所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

- a 埋立事業施設予定地（埋立事業区域を除く埋立事業場の区域）において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業施設予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であつて、次のいずれかに掲げるもの

(a) 土地利用承諾書

(b) 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業施設予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し

- b a (a)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書

土地利用承諾書については様式集 9 4 ページに掲載されているものを使用すること。

a (a)の土地利用承諾書については、実印を押印の他、承諾日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

a (b)の契約書等にあつては、契約日、期間、条件等の記載事項が分かるよう、全項の写しをとること。

印鑑証明書については原本を添付すること。コピーは不可。

- (g) 協議申出者が埋立事業を行うことについて埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地の所有者（当該土地が農地である場合にあつては、所有者及び耕作者）が承諾した旨を記載した埋立事業隣接同意書

同意書は様式集の 9 5 ページ又は 9 6 ページに掲載されているものを使用すること。

- (h) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の位置図

縮尺 5,000 分の 1 程度の地図等を利用し、埋立事業区域及び事業場区域の位置を明示すること。

- (i) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の付近の見取図

(h)に同じく、縮尺 2,500 分の 1 程度の地図等を利用し、埋立事業区域及び事業場区域の付近を明示すること。

- (j) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の実測図

それぞれの算定根拠が分かるように記載すること。

埋立事業許可事前協議書の「5 埋立事業区域の土地の内訳」及び「6 埋立事業場の区域の土地の内訳」に記載された実測面積との整合をとること。

- (k) 埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し

公図については、法務局から交付されたもの又は法務局において公図を謄写したものを添付すること。いずれの場合も埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地の区域を明示し、埋立事業予定地、埋立事業施設予定地の区域に地目、地積、所有者の氏名・住所を記入すること。

謄写したものにあつては謄写した法務局名，作成年月日，作成者名を記載すること。

登記事項証明書については，法務局において発行されたものを添付すること。

(㊸) 埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地に隣接する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し

(㊷)に同じ。

(㊹) 埋立事業区域の平面図及び断面図

一時堆積事業以外の埋立事業については埋立事業の施工の前後の構造が，一時堆積事業については土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるよう，現況平面図，造成計画平面図及び造成計画断面図等を作成すること。

(㊺) 埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図

(㊹)に同じ。

(㊻) 埋立事業区域の表土の地質調査の試料採取地点の位置図，現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

埋立事業区域面積に応じて，埋立事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか，事前に地質調査を実施すること。

地質分析（濃度）結果証明書については原本を添付すること。

様式は様式集 5 7 ページに掲載されたものを使用すること。

原本還付を希望する場合は，原本と併せて原本と相違ない旨を記載した謄本を持参すること。

※ 許可申請書にも添付が必要なので，原本が 1 部しかない場合は原本還付の請求をすること。

(㊼) 埋立事業に使用される土砂等の量の計算書（一時堆積事業以外の場合）

事前協議書に記載した埋立事業に使用される土砂等の量の算定根拠について，計算過程が分かるよう記載すること。

(㊽) 埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置を記載した書類（一時堆積事業以外の場合）

埋立事業が行われている間，埋立事業区域以外の地域への排水が生じる場合は，排水の水質検査を行うために講じる措置の内容を記載すること。

(㊾) 埋立事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造図（一時堆積事業の場合）

埋立事業場以外の地域への排水が生じる場合は，排水の水質検査を行うために設置する施設の構造図を記載すること。

(㊿) 埋立事業区域内に排水施設を設置する場合にあつては，当該排水施設の集水区域を示す図面，排水計画図，構造図及び計算書

柏市埋立事業事前協議指導等要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定による計算により算出された数値と整合が取れていることが示されているものとする。

(㊸) 埋立事業が行われている間において，埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置を記載した書類

5 0 0 分の 1 程度の平面図に工事の工程，工法を記載した図面とし，埋立事業区域からの

土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために講じる措置の内容を具体的に記載すること。
なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂池（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

土砂運搬車輛の出入りにより付近の道路が汚損することの防止方法についても記載すること。
なお、土砂等の飛散防止のために土砂自体への散水を行う場合や、運搬車輛のタイヤ洗浄等を行うために水を必要とする場合は、水の確保方法についても記載すること。

(b) 擁壁の断面図、背面図及び構造計算書

擁壁を設置しない場合は不要。設置予定の擁壁について記載すること。

(f) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため講じる措置を記載した書類

埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の一時堆積事業の場合、発生場所ごとに土砂等を区分することが必要なので、そのために講じる措置（区分する方法等）を記載すること。当該規模の一時堆積事業の場合、発生場所ごとに区分して堆積することは許可条件の一つなので注意すること。

(g) 現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の設置の計画書及び位置図

現場事務所や管理事務所の位置等を明示すること。

埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の埋立事業（一時堆積事業を除く。）の場合、現場事務所の設置は許可条件の一つなので注意すること。

(x) 現場責任者の氏名及び職名を記載した書面

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。

(y) 現場責任者であることを証する書類

埋立事業予定者から埋立事業に係る適正な施工管理を任されている旨を確認できるもの。

(i) 現場責任者の住民票の写し及び写真（本人の顔が判別できるものに限り。）

様式集97ページに掲載されている様式を使い、必要書類を添付すること。写真は本人の顔が判別できるものとする。

(h) 埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図（一時堆積事業以外）

地図を用い、土砂等の発生場所から埋立事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。埋立事業場の区域付近における搬入経路の明示には、「埋立事業場の区域の付近の見取図」程度の縮尺の地図を使用すること。

事前協議書記載の土砂等の発生場所と整合をとること。

(b) 埋立事業に使用される土砂等の搬入搬出経路図（一時堆積事業）

地図を用い、土砂等の発生場所から埋立事業区域まで、及び埋立事業区域から土砂運搬先までの実際に使用する道路を示すこと。埋立事業場の区域付近における搬入経路の明示には、「埋立事業場の区域の付近の見取図」程度の縮尺の地図を使用すること。

事前協議書記載の土砂等の発生場所と整合をとること。

(7) 埋立事業許可を受けた者から当該埋立事業許可に係る埋立事業の全部を譲り受けることを証する書類（譲受け許可に係る事前協議の場合）

埋立事業の譲渡が行われることを証する書類（譲渡契約書の写し等）を添付すること。

(h) その他市長が必要と認める書類又は図面

事業の計画によっては、(7)～(7)のほかに、必要と認められる書類や図面の提出を求めるこ

とがあるため、指示があった場合は追加すること。

(ホ) 変更許可申請に係る事前協議の場合の必要書類

変更許可に係る事前協議の場合は、これらの書類及び図面のうち埋立事業の変更の計画に係るもの及び当該埋立事業許可に係る埋立事業許可決定通知書等の写しを提出すること。

(2) 事前協議書提出後の手続

ア 事前協議書提出後、柏市廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）が開催されますので、協議申出者は協議会に出席し、協議会委員（関係各課・室）に対して事業概要を説明し、質疑に回答していただく場合がございます。

イ 協議会終了後、協議会委員より提出された意見・指示事項を集約した「審査指示書」を協議申出者に対して交付します。

その内容は、「①当該審査に係る埋立事業を行うに当たって留意しなければならない事項（関係各課・室と協議・調整が必要な事項）」及び「②関係地域住民を対象とした埋立事業計画に関する説明会の開催」の2点になります。

ウ ①について関係各課・室と協議・調整した結果について「審査指示事項調整済回答書（様式集100ページ）」が、②について説明会を開催した結果について「埋立事業説明会等実施状況報告書（様式集101ページ）」が提出され、審査指示された全ての事項について対応したことが確認できた場合、市から「埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議済書」が交付され、事前協議の終了となります。

エ 埋立事業（変更・譲受け）許可申請は、事前協議終了から1年以内に行ってください。

(3) 事前協議書の変更

ア 事前協議中において、事前協議書又はその添付書類に記載した内容の変更をしたときは、「埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議変更書」（様式集102ページ）に変更に係る書類及び図面を添付して提出すること。

※ この場合、事前協議の手続については、協議会の開催からやり直しになります。

ただし、市長が別に定める軽微な変更、関係各課・室との協議又は調整に基づく変更及び審査指示書による指示に基づく変更については、この限りではありません。

イ 事前協議中において、事前協議書又はその添付書類に記載した内容の変更（市長が定める軽微な変更に該当するものであって、関係各課・室との協議又は調整に基づく変更及び審査指示書による指示に基づく変更を除く。）をしたときは、「埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議届出書」（様式集103ページ）に変更に係る書類及び図面を添付して提出すること。

4 保証金手続について

平成27年3月25日に条例が改正され、保証金制度が導入されました。埋立事業者には、事前協議が成立してから許可申請を行うまでの間に、埋立事業に要する土砂等の量に応じた金額を保証金として預託しなければなりません。（埋立（変更）許可事業（一時堆積を除く。）に限る。保証金手続の流れについては手引12ページを参照）

(1) 定期預金口座の開設

ア 保証金の金額は、事業区域に搬入する土砂等の量に1立方メートル当たり200円を乗じた金額になり、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。【条例第33条の2第2項】

(例) 6,789立方メートルの土砂等を搬入する埋立事業の場合

200円×6,789立方メートル=1,357,800円となりますが、この額に1,000円未満の端数があるため切り捨てて、1,357,000円となります。

イ 柏市産業廃棄物対策課と協議した金融機関(原則として株式会社千葉銀行柏支店(所在地: 柏市中央1丁目1番1号)又は株式会社京葉銀行柏支店(所在地: 柏市中央町1-1))に、事業主名義で定期預金により預入すること。ただし、これにより難しい場合は、別途市長が定める金融機関とすること。

(2) 質権設定契約

ア 預入された定期預金に市を質権者とする質権を設定するため、「保証金に関する質権設定契約書」(様式集109, 110ページ)に必要事項を記入の上、当該定期預金証書と一緒に提出すること。

イ 契約が正式に締結されたら、預り証(様式集111ページ)を発行するので、紛失しないよう注意すること。

(3) 金融機関からの質権設定の承諾

ア 金融機関から質権設定の承諾を得るために、質権設定契約書の写しとともに、質権設定承諾依頼書(様式集112~114ページ)に必要事項を記入し、金融機関に提出すること。

なお、株式会社千葉銀行柏支店に提出する場合は様式集112ページを使用し、株式会社京葉銀行柏支店に提出する場合は様式集113及び114ページを使用すること。ただし、これにより難しい場合は、当該金融機関が定める方法により、様式集112ページ或いは113及び114ページを使用すること。イ 金融機関からの承諾が得られたら、金融機関の承諾印が押印された承諾書を受け取ること。なお、質権設定承諾依頼書を提出してから金融機関からの承諾書が発行されるまで約1~2週間かかります。なお、株式会社千葉銀行柏支店からの承諾は、同行の様式による承諾書に基づき、株式会社京葉銀行柏支店からの承諾は、様式集114ページの金融機関承諾欄に必要事項が記載されて事業者に戻却されることで承諾となります。

(4) 確定日付の取得

ア 当該承諾書を柏公証役場に持参し、公証人法(明治41年法律第53号)第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の取得印を押印してもらうこと。なお、確定日付の取得に当たり手数料として700円かかります。

イ 確定日付の印が押印されたら、保証金の手続は完了となりますので、埋立事業許可申請の際に、押印された承諾書を必要書類と一緒に添付し提出すること。【施行規則第6条の5第1項第25号】

(5) その他

- ア 質権設定契約の締結等に関し必要となる費用は、申請者が負担すること。
- イ 質権設定契約において市が質権者となる対象は、定期預金の元本のみとなり、利息は含まれません。
- ウ 預入された定期預金に満期日が到来し、預入先の金融機関の定めるところにより継続された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が発生します。

5 許可申請・届出及び埋立事業の実施について

条例により定められた「埋立事業」を行おうとする者は、次の申請（届出）及び義務の履行が必要です。申請（届出）先は柏市役所産業廃棄物対策課です。

申請（届出）の義務を怠った場合、又は虚偽の申請（届出）をした場合等には罰則が適用されます。（手引10ページを参照）

(1) 埋立事業許可申請・埋立事業届出

埋立事業を行うため埋立事業許可を受けようとする者は、埋立事業許可申請書を提出しなければなりません。このとき1件につき48,000円（当該埋立事業が小規模埋立て等である場合は、1件につき25,000円）の手数料が必要となります。審査後、埋立事業許可（不許可）決定通知書が交付されます。なお、許可申請に先立って、事前協議が必要となります。（「3 事前協議について」を参照）

埋立事業のうち、法令等に基づき許認可を受けた事業で、土砂等の崩落や流出等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものについては、埋立事業を行うに当たって「埋立事業届出書」を届け出なければなりません。届出後、届出済書が交付されます。

ア 埋立事業許可申請書（届出書）提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請		②届 出		様式集 掲載頁
		小規模 以外	小規模	小規模 以外	小規模	
	①「埋立事業許可申請書」又は②「埋立事業届出書」	○ (①)	○ (①)	○ (②)	○ (②)	①:20-24 ②:34-35
	(別紙) 埋立事業区域及び埋立事業場地番一覧	○	○	○	○	25
	(別紙) 埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	○	○	○	○	26
1	住民票の写し（法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）	○	○	○	○	—
2	申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）	△	△	△	△	—
3	申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し	○	○	/	/	—
4	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写	△	△	/	/	—

	し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）					
5	申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し	△	△			—
6	埋立事業（予定）地内土地使用同意書	○				5-6
7	埋立事業（予定）地内（小規模）土地使用同意書		○			7-8
8	条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面			○	○	—
9	埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面	○	○	○	○	—
10	埋立事業区域の実測図	○	○	○	○	—
11	埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図	○	○	○	○	—
12	埋立事業予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	○	○	—
13	埋立事業施設予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し	○	○	○	○	—
14	埋立事業区域の平面図及び断面図 （埋立事業の施工の前後の構造及び条例第33条の2第1項第1号に規定する高低差に係る数値が確認できるものに限る）	○	○	○	○	—
15	埋立事業施設予定地の平面図及び断面図	○	○	○	○	—
16	埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書	○		○		56-57
17	埋立事業に使用される土砂等の量の計算書	○	○	○	○	—
18	土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面	△	△	△	△	—
19	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図	△	△	△	△	—
20	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	△	△	△	△	—
21	埋立事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が別に定める事項を記載した埋立事業施工計画書	○	○	○	○	104 -108
22	現場責任者であることを証する書面	○		○		98
23	現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の写真（本人の顔が判別できるものに限る。）が貼付された現場責任者説明事項票	○		○		97
24	土砂等の搬入経路図	○	○	○	○	—
25	条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）	○	○			—
26	現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の設置の計画及びその位置	○	△	○	△	—
27	埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置	△		△		—

28	埋立事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置	○	○	△	△	—
29	条例第33条の2第1項本文の規定により保証金を預入しななければならない場合にあつては、施行規則第28条の3第3項に規定する書面	△	△	△	△	—
30	その他、市長が必要と認める書類又は図面	○	○	○	○	—

※1 小規模以外：埋立事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：埋立事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 許可申請及び届出欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

イ 作成要領

(ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。

(イ) 申請書に添付される書類についての目次を作成すること。その場合、手引26から28ページと同様の「埋立事業許可申請書（届出書）提出書類一覧」（以下「書類一覧」という。）を作成し、この順で製本の上申請すること。

(ロ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部となります。

(ハ) 添付書類（図面は除く。）は、日本産業規格A列4判で作成すること。

(ニ) 土地（法人）登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書等の公的証明書類については、事前協議で添付したものの写しを使用することはできませんが、事前協議書提出時に原本還付規定によって還付を受けた場合には、当該証明書等を再使用できます。

(ホ) 埋立事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質調査を実施しその結果を提出する必要がありますが、事前協議において提出した地質調査結果を原本還付規定により還付された場合には、当該調査結果を再使用することができます。

埋立事業区域面積	検体数
0.3ha～1ha未満	2検体
1ha～2ha未満	3検体
2ha以上3ha未満	4検体
3ha以上4ha未満	5検体
4ha以上5ha未満	6検体
5ha以上6ha未満	7検体
6ha以上7ha未満	8検体
7ha以上8ha未満	9検体
8ha以上9ha未満	10検体
9ha以上10ha未満	11検体
10ha以上	12検体

(ヘ) 様式は様式集に掲載されているものを使用すること。

ウ 記載要領

(ア) 住所・氏名等

申請者又は届出者（埋立事業を行おうとする事業者）の住所・氏名等を記載すること。その際、申請者の氏名及び住所は、添付資料の住民票（法人にあっては法人登記事項証明書）に記載されている内容と同じであることを確認すること。

- (イ) 埋立事業区域及び埋立事業場の位置（埋立事業区域と埋立事業場の区域の違いについては、手引 6 ページの「1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要 (2) 埋立事業について」をご参照ください。）

埋立事業区域に係る地番をすべて記載すること。（別紙で記載することも可）

- (ロ) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の面積

面積は実測値を記載すること。添付書類の実測図（求積図）と整合をとること。

- (ハ) 現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の計画及び位置

250分の1～500分の1程度の図面を添付し、現場事務所や搬入路等、埋立事業のための施設の計画を記載すること。

- (ニ) 現場責任者（現場管理者）の氏名及び職名

現場責任者（現場管理者）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。なお、基本的に他の埋立事業場と兼務することはできません。

- (ヒ) 埋立事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の土量を記載すること。

別紙「埋立事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの当該土砂等の搬入予定量及び搬入計画」に記載した予定量の合計に合致すること。

- (ヘ) 埋立事業を行う期間

事業を行う期間を記載すること。（3年以内とする。）

- (ホ) 埋立事業に使用される土砂等発生場所並びに当該発生場所からの当該土砂等の搬入予定量及び搬入計画

別紙「埋立事業に使用される土砂等発生場所並びに当該発生場所からの当該土砂等の搬入予定量及び搬入計画」を作成すること。様式については様式集 26 ページに掲載されているものを使用すること。

- (ヘ) 法定代理人の氏名及び住所

申請者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の名を記載すること。欄内に記載できない場合は別紙で記載すること。

- (ト) 埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置（小規模埋立て等の場合は省略可能）

排水溝、排水ます等を100分の1～500分の1程度の平面図に記載し、排水の測定位置を明らかにすること。

- (チ) 埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置

500分の1程度の平面図に工事の工程、工法を記載した図面とすること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂池（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

また、土砂運搬車両の出入りにより付近の道路が汚損することの防止方法についても記載

すること。なお、土砂等の飛散防止のために土砂自体への散水を行う場合や、運搬車輛のタイヤ洗淨等を行うために水を必要とする場合は、水の確保方法についても記載すること。

(シ) 条例第 33 条の 2 第 1 項本文の規定により同項本文に規定する保証金を預入しなければならない場合にあつては、同条第 3 項の規定による質権の設定をした日

質権設定契約書により柏市と質権設定を契約を行った日付を記載すること。

(ス) 埋立事業の目的

埋立事業終了後の土地利用予定について記載すること。

(セ) 条例第 9 条第 1 項第 3 号に規定する許認可等の名称（埋立事業届出の場合）

施行規則別表第 2 に掲げる許認可等のうち、該当するものを記載すること。

エ 添付書類

(ア) 住民票の写し(法人の登記事項証明書)

住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」なので注意すること。コピーは不可。法人の登記事項証明書についても同じ。

(イ) 申請者（届出者）が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ロ) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ハ) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ニ) 申請者に施行規則第 7 条の 4 に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

(ア)に同じ。コピーは不可。

※ (ア)から(ニ)について、この内容を警察に照会し、申請者が暴力団員等である旨の回答があった場合には、埋立事業許可を受けることはできません。

(ホ) 埋立事業（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（予定）地内（小規模）土地使用同意書及び当該土地所有者の印鑑登録証明書（ただし、埋立事業予定地の全部が自己所有でない場合に限る。）

実印を押印するほか、同意日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

同意書は様式集 5 から 6 ページ又は 7 から 8 ページに掲載されているものを使用すること。

表面・裏面の 2 ページにわたっているため、両面印刷したものを添付すること。片面印刷の場合は、両ページに署名及び押印をするか、2 枚を重ねて割印を押すこと（割印等は印鑑登録証明書に登録された印鑑を使用すること）。そうでない場合、同意書としての効力が失われます。

(ヘ) 埋立事業区域の位置図及びその周辺の状況を示す図面

位置図は 5,000 分の 1 程度、周辺の状況を示す図面は 2,500 分の 1 程度で、道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(ク) 埋立事業区域の実測図

埋立事業区域面積の算定根拠が分かるように作成すること。

(ケ) 埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図

位置図は5,000分の1、付近の見取図については2,500分の1程度で、道路、地勢等周辺の状況が判断できるもの。実測図については(ク)に同じ。

(カ) 埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し

公図については、法務局から交付されたもの又は法務局において公図を謄写したものを添付すること。いずれの場合も埋立事業区域を明示し、その区域に地目、地積、所有者の氏名・住所を記入すること。謄写したものにあつては謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

土地登記事項証明書については、法務局において発行されたものを添付すること。

(キ) 埋立事業場の区域（埋立事業予定地を除く。）の土地登記事項証明書及び公図の写し

(カ)に同じ。

(ク) 埋立事業区域の平面図及び断面図（埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

平面図は、埋立事業区域と埋立事業場の区域との境界杭等を明示すること。また、断面図は、250分の1～500分の1程度で、施工前後の構造が確認できるものとし、法面保護工の種類と方法を記載すること。なお、構造基準は施行規則別表第3に掲げるとおりとする。

(ケ) 埋立事業場の区域（埋立事業区域を除く。）の平面図及び断面図

平面図は、埋立事業場の区域と隣地との境界杭等を明示し、現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の設置の計画及び位置を記載すること。

(コ) 埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該資料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

埋立事業区域の面積に応じ、施行規則第6条第2項又は施行規則第7条の2第2項において準用する規則第6条第2項に従って、試料採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書を添付すること。様式は、様式集56ページから57ページまでに掲載されたものを使用すること。

(カ) 埋立事業に使用される土砂等の量の計算書

埋立事業許可申請書に記載した埋立事業に使用される土砂等の量の積算根拠について、計算過程が分かるよう記載すること。

(キ) 土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面

根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(ク) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）」のとおり構造とし、図面は20分の1～50分の1程度で作成し、背面図は、擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(ケ) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

当該計算書を添付すること。

- (f) 埋立事業の施工の方法及び工程，施工に係る組織その他市長が別に定める事項を記載した埋立事業施工計画書

下記に定める事項を記載・添付した計画書を添付すること。(様式集104ページから108ページまでの記載例参照)

- ① 埋立事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制，対応を明確にした現場組織表
- ② 使用する機械や資材
- ③ 搬入路，地盤改良，排水施設，埋立て等の方法，災害の発生防止のための措置等工事種別毎の施工方法。必要に応じ図面等を添付すること。
- ④ 各工事の種別，段階ごとの，バーチャートによる工程表

- (h) 当該申請が条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面（埋立事業届出の場合）

当該届出に係る埋立事業に関する，条例第9条第1項第3号に規定する許認可等の通知書（許可書，決定書）等とする。

※ 当該許認可等を申請したことの証明書類ではなく，「許認可等を受けたことを証明する」書類を添付すること。

- (i) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

- (e) 現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の写真（本人の顔が判別できるものに限る。）が貼付された現場責任者説明事項票

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることを証明するため，住民票の写しを添付すること。住民票の写しはコピー不可。

- (k) 土砂等搬入経路図

地図を用い，搬出元から埋立事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。埋立事業場の区域付近における搬入経路の明示には「埋立事業場の区域の付近の見取図」程度の縮尺の地図を使用すること。

- (n) 条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書（法人にあつては，印鑑証明書）

原本を添付すること。コピーは不可。

- (j) 埋立事業区域以外の地域への排水が生じる場合は，排水の水質検査を行うため講じる措置を記載した書類

埋立事業が行われている間における，埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために講じる措置の内容を記載すること。

- (o) 条例第33条の2第1項本文の規定により保証金を預入しなければならない場合にあつては，施行規則第28条の3第3項に規定する書面

定期預金預入先の金融機関から質権設定の承諾を受けたら，承諾を証する書面を受け取り，柏公証役場にて確定日付の印を当該書面に押してもらい，添付すること。

- (t) その他市長が必要と認める書類又は図面

その他にも，追加添付書類として指示があつた場合は追加すること。

- (7) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は，タイトル等にその旨を明記すること。

(2) 埋立事業（一時堆積）許可申請・埋立事業（一時堆積）届出

一時堆積事業を行うため、埋立事業（一時堆積）許可を受けようとする者は、埋立（一時堆積）事業許可申請書を提出しなければなりません。このとき1件につき48,000円（当該埋立事業が小規模埋立て等である場合は、1件につき25,000円）の手数料が必要になります。審査後、埋立事業許可（不許可）決定通知書が交付されます。なお、許可申請に先立って、事前協議が必要になります。（手引14ページ「3 事前協議について」を参照）

一時堆積事業のうち、法令等に基づき許認可を受けた事業で、土砂の崩落や流出等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものについては、「埋立事業（一時堆積）届出書」を提出しなければなりません。届出後、届出済書が交付されます。

ア 埋立事業（一時堆積）許可申請書（届出書）提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請		②届出		様式集 掲載頁
		小規模 以外	小規模	小規模 以外	小規模	
	①「埋立事業（一時堆積）許可申請書」又は②「埋立事業（一時堆積）届出書」	○ (①)	○ (①)	○ (②)	○ (②)	①:27-31 ②:36-38
	（別紙）埋立事業区域及び埋立事業場地番一覧	○	○	○	○	32
	（別紙）埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	○	○	○	○	33
1	住民票の写し（法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書および役員の住民票の写し（届出の場合は役員の住民票の写しは不要））	○	○	○	○	—
2	申請者（届出者）が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）	△	△	△	△	—
3	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）	△	△	/	/	—
4	申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し	△	△	/	/	—
5	埋立事業（一時堆積）（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（小規模一時堆積）（予定）地内土地使用同意書及び当該土地所有者の印鑑証明書	○	○	/	/	9-10 又は 11-12
6	条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面	/	/	○	○	—
7	埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面	○	○	○	○	—
8	埋立事業区域の実測図	○	○	○	○	—
9	埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図	○	○	○	○	—
10	埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し	○	○	○	○	—

11	埋立事業施設予定地の土地登記事項証明書及び公図の写し	○	○	○	○	—
12	埋立事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるものに限る。)	○	○	○	○	—
13	埋立事業施設予定地の平面図及び断面図	○	○	○	○	—
14	埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図	△		△		—
15	埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書	△		△		56-57
16	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図	△	△	△	△	—
17	現場責任者であることを証する書面	○		○		98
18	現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の写真(本人の顔が判別できるものに限る。)が添付された現場責任者説明事項票	○		○		97
19	土砂等の搬入・搬出経路図	○	○	○	○	—
20	条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書(法人にあっては、印鑑証明書)	○	○			—
21	その他、市長が必要と認める書類又は図面	○	○	○	○	—

※1 小規模以外：一時堆積事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：一時堆積事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 許可申請及び届出欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

イ 作成要領

(ア) 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。

(イ) 申請書に添付される書類についての目次を作成すること。その場合、手引33、34ページと同様の「ア 埋立事業(一時堆積事業)許可申請書(届出書)添付書類一覧(以下「書類一覧」という。)」を作成し、この順で製本の上、申請すること。

(ウ) 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部の2部となります。

(エ) 添付書類(図面は除く。)は日本産業規格A列4判で作成すること。

(オ) 土地(法人)登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書等の公的証明書類については、事前協議で添付したものの写しを使用することはできませんが、事前協議書提出時に原本還付規定によって還付を受けた場合には、当該証明書等を再利用できます。

(カ) 埋立事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質調査を実施しその結果を提出する必要がありますが、事前協議において提出した地質調査結果を原本還付規定により還付された場合には、当該調査結果を再使用することができます。

小規模一時堆積事業の場合、及び、埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が

遮断される構造である場合は不要です。

埋立事業区域面積	検体数
0. 3 h a ~ 1 h a 未満	2 検体
1 h a ~ 2 h a 未満	3 検体
2 h a 以上 3 h a 未満	4 検体
3 h a 以上 4 h a 未満	5 検体
4 h a 以上 5 h a 未満	6 検体
5 h a 以上 6 h a 未満	7 検体
6 h a 以上 7 h a 未満	8 検体
7 h a 以上 8 h a 未満	9 検体
8 h a 以上 9 h a 未満	1 0 検体
9 h a 以上 1 0 h a 未満	1 1 検体
1 0 h a 以上	1 2 検体

(キ) 様式は様式集 27 から 31 ページ又は 36 から 38 ページまでに掲載されているものを使用すること。

ウ 記載要領

(ア) 住所・氏名等

申請者又は届出者（埋立事業を行おうとする事業者）の住所・氏名等を記載すること。その際、申請者の氏名及び住所は、添付資料の住民票（法人にあっては法人登記事項証明書）に記載されている内容と同じであることを確認すること。

(イ) 埋立事業区域及び埋立事業場の位置（埋立事業区域と埋立事業場区域の違いについては、手引 6 ページの「1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要 (2) 埋立事業について」をご参照ください。）

埋立事業区域に係る地番をすべて記載すること。（別紙で記載することも可。）

(ロ) 埋立事業区域及び埋立事業場区域の面積

面積は実測値を記載すること。添付書類の実測図（求積図）と整合をとること。

(ハ) 現場事務所その他埋立事業の用に供する施設の計画及び位置

250 分の 1 ~ 500 分の 1 程度の図面を添付し、現場事務所や搬入路等、埋立事業のための施設の計画を記載すること。

(ニ) 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。なお、他の埋立事業場と兼務することはできません。

(ヒ) 埋立事業区域の表土の地質の状況（表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあってはその構造、小規模埋立て等の場合は省略可能。）

採取試料の採取地点（採取は 5 点混合方式）の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（様式集 56 ページ）、地質分析（濃度）結果証明書（様式集 57 ページ）を添付すること。

(ヘ) 土砂等の堆積を最大限にした場合における土砂等の量

土砂等の堆積を最大限にした場合における土砂等の量を記入すること。

- (g) 埋立事業に使用される土砂等の1年ごとの搬入及び搬出の予定量
年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載するとともに、別紙「埋立事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの当該土砂等の搬入予定量及び搬入計画並びに搬出計画」の予定量の合計と概ね合致すること。
- (h) 埋立事業を行う期間
事業を行う期間を記載すること。(3年以内とする。)
- (i) 土砂等の堆積の構造その他埋立事業場の区域の構造
- (j) 法定代理人の氏名及び住所
申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の名を記載すること。欄内に記載できない場合は別紙で記載すること。
- (k) 埋立事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
排水溝、排水ます等を100分の1～500分の1程度の平面図に記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
- (l) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために講じる措置
土砂等の発生場所ごとに区分して堆積することが確認できる平面図、立面図に工法等を記載すること。
- (m) 条例第9条第1項第3号に規定する許認可等の名称(埋立事業届出の場合)
規則別表第2に掲げる許認可等のうち、該当するものを記載すること。

エ 添付書類

- (r) 住民票の写し(法人にあっては、当該法人登記事項証明書(届出の場合は役員の住民票の写しは不要))
住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」なので注意すること。コピーは不可。
法人の登記事項証明書についても同じ。
- (s) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し)
(r)に同じ。コピーは不可。
- (t) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
(r)に同じ。コピーは不可。
- (u) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書)
(r)に同じ。コピーは不可。
- (v) 申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
(r)に同じ。コピーは不可。
- ※ (r)から(v)について、この内容を警察に照会し、申請者が暴力団員等である旨の回答があった場合には、埋立事業許可を受けることはできません。
- (w) 埋立事業(一時堆積)(予定)地内土地使用同意書又は埋立事業(小規模一時堆積)(予定)

地内土地使用同意書及び当該土地所有者の印鑑登録証明書（ただし、埋立事業予定地の全部が自己所有でない場合に限る。）

実印を押印するほか、同意日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

同意書は様式集 9 から 10 ページ又は 11 から 12 ページまでに掲載されているものを使用すること。

表面・裏面の 2 ページにわたっているため、両面印刷したものを添付すること。片面印刷の場合は、両ページに署名及び押印をするか、2 枚を重ねて割印を押すこと（割印等は印鑑登録証明書に登録された印鑑を使用すること）。そうでない場合、同意書としての効力が失われます。

(キ) 埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面

2,500 分の 1 程度で、道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(ク) 埋立事業区域の実測図

埋立事業区域面積の算定根拠が分かるように作成すること。

(ケ) 埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図

位置図は 5,000 分の 1 程度、付近の見取図については 2,500 分の 1 程度で、道路、地勢等周辺の状況が判断できるもの。実測図については(ク)に同じ。

(コ) 埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し

公図については、法務局から交付されたもの又は法務局において公図を謄写したものを添付すること。いずれの場合も埋立事業区域を明示し、その区域に地目、地積、所有者の氏名・住所を記入すること。謄写したものにあつては謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

土地登記事項証明書については、法務局において発行されたものを添付すること。

(カ) 埋立事業場の区域（埋立事業予定地を除く。）の土地登記事項証明書及び公図の写し

(コ)に同じ。

(キ) 埋立事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

平面図は、埋立事業区域と埋立事業場の区域との境界杭等を明示すること。また、断面図は、250 分の 1～500 分の 1 程度で、土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるものとする。

なお、構造については施行規則別表第 3 を遵守し、埋立事業区域に堆積できる土砂等の量の計算書を添付すること。

(ク) 埋立事業場の区域（埋立事業区域を除く。）の平面図及び断面図

平面図は、埋立事業場の区域と隣地との境界杭等を明示し、埋立事業の用に供する施設の設置の計画及び位置を記載すること。

(ケ) 埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図

遮断する方法について、遮断材料、構造及び設置方法を記載すること。

(コ) 埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該資料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

埋立事業区域の面積に応じて、施行規則第7条第2項又は施行規則第7条の3第2項で準用する規則第6条第2項に従って試料採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書を添付すること。様式は様式集56ページから57ページまでに掲載されたものを使用すること。

(d) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(e) 現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の写真（本人の顔が判別できるものに限る。）が貼付された現場責任者説明事項票

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることを証明するため、住民票の写しを添付すること。住民票の写しはコピー不可。

(f) 土砂等の搬入・搬出経路図

地図を用い、搬出元から埋立事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。埋立事業場の区域付近における搬入経路の明示には「埋立事業場の区域の付近の見取図」程度の縮尺の地図を使用すること。

(g) 条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）

原本を添付すること。コピーは不可。

(h) 当該埋立事業届出に係る埋立事業が条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面（埋立事業届出の場合）

当該届出に係る埋立事業に関する、条例第9条第1項第3号に規定する許認可等の通知書（許可書、決定書）等とする。

※ 当該許認可等を申請したことの証明書類ではなく、「許認可等を受けたことを証明する」書類を添付すること。

(i) その他市長が必要と認める書類又は図面

その他、追加添付書類として指示があった場合は追加して下さい。

(ii) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(3) 変更許可の申請・変更届出書の届出

許可を受けた者が、条例第12条第1項及び第2項各号に掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、埋立事業変更許可申請書を提出しなければなりません。このとき1件につき28,000円（当該埋立事業が小規模埋立て等である場合は、1件につき13,000円）の手数料が必要になります。審査後、埋立事業変更許可（不許可）決定通知書が交付されます。なお、許可申請に先立って、変更事前協議が必要になります。（「3 事前協議について」を参照）

埋立事業届出をした者が、条例第12条第1項及び第2項各号に掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く）しようとするときは、埋立事業変更届出書を提出しなければなりません。届出後、届出済書が交付されます。

ア 埋立事業変更許可申請書・変更届出書提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請		②届出		様式集 掲載頁
		小規模 以外	小規模	小規模 以外	小規模	
	①「埋立事業変更許可申請書」又は②「埋立事業変更届出書」	○ (①)	○ (①)	○ (②)	○ (②)	①:39-44 ②:45-46
1	新たに埋立事業区域となる区域に係る埋立事業（予定）地内 土地使用同意書又は埋立事業（予定）地内（小規模）土地使 用同意書（一時堆積事業の場合にあっては、埋立事業（一時 堆積）（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（小規模一 時堆積）（予定）地内土地使用同意書） （埋立事業予定地の全部が自己所有でない場合に限る）	●	●	/	/	5-6, 7-8, 9-10, 11-12 のいずれか
【埋立事業（一時堆積事業を除く）の場合】						
2	埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面	△	△	△	△	—
3	埋立事業区域の実測図	△	△	△	△	—
4	埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図	△	△	△	△	—
5	埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し	△	△	△	△	—
6	埋立事業の用に供する施設の区域の土地登記事項証明書及 び公図の写し	△	△	△	△	—
7	埋立事業区域の平面図及び断面図（埋立事業の施工の前後の 構造及び条例第33条の2第1項第1号に規定する高低差に 係る数値が確認できるものに限る。）	△	△	△	△	—
8	埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図	△	△	△	△	—
9	埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等 を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごと の検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書	△	—	△	—	56-57
10	埋立事業に使用される土砂等の量の計算書	△	△	△	△	—
11	埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図	△	△	△	△	—
12	土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算を行っ た場合にあっては、当該安定計算を記載した書面	△	△	△	△	—
13	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の断面図および背 面図	△	△	△	△	—
14	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置 する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定 及び断面算定を記載した構造計算書	△	△	△	△	—
15	埋立事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長 が別に定める事項を記載した埋立事業施工計画書	△	△	△	△	104-108
16	施行規則別表2に掲げる許認可等に関して必要な手続きを 行ったことを証する書類	/	/	△	△	—

17	条例第 10 条第 1 項の同意をした者の印鑑登録証明書（当該同意をした者が法人である場合にあっては、当該法人の印鑑証明書）	△	△			
18	条例第 33 条の 2 第 1 項本文の規定により保証金を預入しなければならぬ場合にあっては、施行規則第 28 条の 3 第 3 項に規定する書面	△	△			—
19	その他市長が必要と定める書類	△	△	△	△	—
【一時堆積事業の場合】						
20	埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面	△	△	△	△	—
21	埋立事業区域の実測図	△	△	△	△	—
22	埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図	△	△	△	△	—
23	埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し	△	△	△	△	—
24	埋立事業の用に供する施設の区域の土地登記事項証明書及び公図の写し	△	△	△	△	—
25	埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図	△	△	△	△	—
26	土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面	△	△	△	△	—
27	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の断面図および背面図	△	△	△	△	—
28	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	△	△	△	△	—
29	埋立事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が別に定める事項を記載した埋立事業施工計画書	△	△	△	△	104-108
30	埋立事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるものに限る。）	△	△	△	△	—
31	埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図	△	—	△	—	—
32	埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書	△	—	△	—	56-57
33	条例第 12 条第 2 項第 2 号の予定量を説明する搬入及び搬出の計画書	△	△	△	△	33
34	埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図	△	△	△	△	—
35	施行規則別表 2 に掲げる許認可等に関して必要な手続きを行ったことを証する書類			△	△	—

36	条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書（当該同意をした者が法人である場合にあっては、当該法人の印鑑証明書）	△	△	△	△	—
37	その他市長が必要と定める書類	△	△	△	△	—

※1 小規模以外：埋立事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：埋立事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 許可申請及び届出欄中，○印がある場合は必須，●は該当する場合は必須，斜線は不要，△印は，変更しようとする事項に係るものについて必要であることを示す。

※3 △印（2～37）については，変更しようとする事項（規則で定める軽微な変更を除く。）に係る書類及び図面等のみ提出すること（変更が生じない事項に関しては，その事項に係る書類を提出する必要ありません。）。

提出の際は，変更前・変更後が比較できるものとする。

イ 作成要領

(f) 申請書及び添付書類については，フラットファイル等で製本すること。

(i) 申請書に添付される書類についての目次を作成すること。その場合，39から41ページと同様の「埋立事業変更許可申請書提出書類一覧」を作成し，この順で製本の上，申請すること。

(j) 提出部数は，正本（原本）1部，副本1部の2部となります。

(e) 添付書類（図面は除く。）は日本産業規格A列4判で作成すること。

(k) 土地（法人）登記事項証明書，公図の写し，住民票の写し，印鑑登録証明書等の公的証明書類については，事前協議で添付したものの写しを使用することはできませんが，変更事前協議書提出時に原本還付規定によって還付を受けた場合には，当該証明書を再使用できます。

(h) 埋立事業区域の拡大により新たに埋立事業区域となる土地がある場合で，変更後の埋立事業区域の面積に応じた検体数の地質調査が変更前までの許可（届出）手続中において行われていない場合には，事前に地質調査の実施が必要となりますが，事前協議において提出した地質調査結果を原本還付規定により還付された場合には，当該調査結果を再使用することができます。

埋立事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合，及び，当該事業が一時堆積事業である場合であって埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は不要です。

埋立事業区域面積	検体数
0.3ha～1ha未満	2検体
1ha～2ha未満	3検体
2ha以上3ha未満	4検体
3ha以上4ha未満	5検体
4ha以上5ha未満	6検体
5ha以上6ha未満	7検体
6ha以上7ha未満	8検体

7 h a 以上 8 h a 未満	9 検体
8 h a 以上 9 h a 未満	1 0 検体
9 h a 以上 1 0 h a 未満	1 1 検体
1 0 h a 以上	1 2 検体

(キ) 様式は様式集 3 9 から 4 3 ページ又は 4 4, 4 5 ページに掲載されているものを使用すること。

ウ 記載要領

(7) 氏名、住所及び許可番号

申請者の氏名、住所、電話番号の他、法人にあっては担当者名を記載すること。

また、埋立事業変更許可申請書の場合、当初許可の年月日及び許可番号を記載すること。

(イ) 変更する事項の内容

条例第 1 2 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(ウ) 変更の理由

条例第 1 2 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる事項を変更する理由について、具体的に記載すること。

(エ) 条例第 33 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項本文の規定により同項本文に規定する保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定による質権の設定をした日（変更許可事業のみ）

土砂等の堆積の構造の計画の変更により、新規で保証金を預入しなければならない場合や追加で保証金を預入しなければならない場合にあっては、変更事前協議が成立してから変更許可申請を行うまでの間に保証金手続を済ませること。

変更許可申請書には、質権設定契約書により柏市と質権設定の契約を行った日付を記載すること。

エ 添付書類

条例第 1 2 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）のうち、変更しようとする事項に係る書類及び図面等（変更前・変更後が比較できるものとする）を埋立事業変更許可申請書裏面の「添付書類」の順に添付し、その目次を作成すること。

（手引 3 0 から 3 2 ページ エ 埋立事業許可申請・埋立事業届出 添付書類、及び手引 3 6 から 3 8 ページ エ 埋立事業（一時堆積）許可申請・埋立事業（一時堆積）届出 添付書類、並びに様式集 4 0 から 4 1 又は 4 6 ページを参照）

(4) 軽微な変更の届出

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者が、次に掲げる軽微な変更をしたときは、埋立事業軽微変更届出書を提出しなければなりません。

(7) 住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）の変更

(イ) 法人の代表者の変更

- (ウ) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又はその代表者若しくは役員の氏名）の変更
- (エ) 役員、株主等又は使用人の変更
- (オ) 現場事務所の位置の変更
- (カ) 現場責任者（現場管理者）の氏名又は職名の変更
- (キ) 埋立事業に使用される土砂等の量（減少に限る。一時堆積事業の場合、1年ごとの搬入及び搬出の予定量）
- (ク) 埋立事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (ケ) 埋立事業区域（一時堆積事業である場合にあつては、埋立事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行うための施設の位置の変更（排水が生じる場合）
- (コ) 埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置として埋立事業区域内に設けた排水施設又は埋立事業区域外に設けた柵の構造の変更（当該排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

また、埋立事業の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、埋立事業地の所有者に対し、埋立事業軽微変更通知書(様式集52ページに記載)によりその旨を通知しなければなりません。

ア 埋立事業軽微変更届出書提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請	②届出	様式集 掲載頁
	埋立事業軽微変更届出書	○	○	47
1	当該届出に係る変更の事実を証する書類	○	○	48-51

イ 作成要領

- (ア) 規則第11条各号に定める事項を変更した場合に提出すること。
- (イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部となります。
- (ウ) 様式は様式集47から51ページに掲載されたものを使用すること。

ウ 記載要領

- (ア) 事業者の氏名、住所、代表者の氏名に係る変更について届け出る場合、届出者の欄は変更後の氏名等を記載すること。
- (イ) 許可・届出年月日及び許可番号については、当初埋立事業を許可申請又は届出した年月日を、許可申請については許可番号を記載すること。
- (ウ) 埋立事業区域の位置及び事業の期間の欄については、当該事業に係る最新の許可の内容を記載すること。
- (エ) 軽微変更の内容の欄には、変更があった事項についてのみ変更前と変更後の内容並びに変更の理由を記入すること。

エ 添付書類

変更内容によって添付が必要とされる書類が異なります。なお、埋立事業許可を受けた者が許可に係る事業計画の軽微な変更をした際には、どの変更内容であっても、同意をした土地所

有者に対しての埋立事業軽微変更通知書（様式集 5 2 ページ）による通知が併せて必要となります。

(7) 事業者に関する事項（住所、氏名、代表者の氏名、法定代理人の氏名等）の変更

住民票、法人登記事項証明書、会社の定款など変更が明らかとなる書類。

役員、株主等又は使用人に変更がある場合は埋立事業変更許可申請書の別紙第 4 面から第 6 面（様式集 4 2 ページから 4 4 ページ）に変更事項を記載したもの。

(4) 現場責任者の氏名及び職名の変更

事業者が定めた当該埋立事業における現場責任者であることを証する書面。

(9) 事業に関する事項（埋立事業に使用される土砂等の量（減少する場合に限る。）、土砂発生場所及び搬入期間等の搬入計画等）の変更

土量変更の理由、土量計算書、変更後の搬入経路図等。

(5) 事務所の位置、排水測定施設の位置等の変更

図面及び写真等。

(5) 譲受け許可の申請・譲受け届出書の届出

埋立事業の許可を受けた者から許可に係る埋立事業の全部を譲受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。このとき 1 件につき 28,000 円（当該埋立事業が小規模埋立て等である場合は、1 件につき 13,000 円）の手数料が必要になります。審査後、埋立事業譲受け許可（不許可）決定通知書が交付されます。

埋立事業届出をした者から埋立事業の届出に係る埋立事業の全部を譲受けようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければなりません。届出後、届出済書が交付されます。

ア 埋立事業譲受け許可申請書・譲受け届出書提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請		②届出		様式集 掲載頁
		小規模 以外	小規模	小規模 以外	小規模	
	①「埋立事業譲受け許可申請書」又は②「埋立事業譲受け届出書」	○ (①)	○ (①)	○ (②)	○ (②)	①:78-82 ②:83,84
	(別紙) 埋立事業区域及び埋立事業場地番一覧	○	○	○	○	25
1	住民票の写し（法人の場合にあっては法人登記事項証明書）	○	○	○	○	—
2	申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）	△	△	△	△	—
3	申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し	○	○	/	/	—
4	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）	△	△	/	/	—
5	申請者に施行規則第 7 条の 4 に規定する使用人がある場合	△	△	/	/	—

	にあつては、その者の住民票の写し					
6	埋立事業（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（予定）地内（小規模）土地使用同意書（一時堆積事業の場合にあつては、埋立事業（一時堆積）（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（小規模一時堆積）（予定）地内土地使用同意書）及び当該土地所有者の印鑑登録証明書	○	○			5-6, 7-8, 9-10, 11-12 のいずれか
7	埋立事業区域の位置図及び付近の見取図	○	○	○	○	—
8	埋立事業地の土地登記事項証明書及び公図の写し	○	○	○	○	—
9	現場責任者であることを証する書面	○		○		98
10	現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の顔写真が添付された現場責任者説明事項票	○		○		97
11	譲受けを証する書面および書面に押印された印を証する印鑑登録証明書（法人の場合にあつては印鑑証明書）	○	○	○	○	—
12	その他、必要と認める事項	○	○	○	○	—

※1 小規模以外：一時堆積事業区域の面積が3,000m²以上の埋立事業

小規模：一時堆積事業区域の面積が300m²以上3,000m²未満の埋立事業

※2 許可申請及び届出欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△印は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

イ 作成要領

- (ア) 申請・届出書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- (イ) 申請・届出書に添付される書類についての目次を作成すること。その場合、このページと同様の「埋立事業譲受け許可申請書（届出書）提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上申請すること。
- (ロ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部となります。
- (ハ) 添付書類（図面は除く。）は日本産業規格A列4判で作成すること。
- (ニ) 土地（法人）登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書等の公的証明書類については、事前協議で添付したものの写しを使用することはできませんが、事前協議書提出時に原本還付規定によって還付を受けた場合には、当該証明書を再使用できます。
- (ホ) 様式は様式集78から82ページ又は83、84ページに掲載されているものを使用すること。

ウ 記載要領

(ア) 住所及び氏名

埋立事業を譲り受けようとする事業者を記載すること。その際、埋立事業を譲り受けようとする事業者の氏名及び住所は、添付資料の住民票（法人にあつては法人登記事項証明書）に記載されている内容と同じであることを確認すること。

- (イ) 埋立事業の許可及び埋立事業区域の位置（許可の譲受けの場合に記載）（埋立事業区域と埋立事業場区域の違いについては、手引6ページの「1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要(2)埋立事業について」をご参照ください。）

譲受けの相手方（既に埋立事業許可を得ている者）が取得している許可の内容を記載すること。

- (㉔) 埋立事業届出の届出年月日、届出番号、埋立事業区域の位置及び埋立事業を行う期間（届出をした事業の譲受けの場合に記載）（埋立事業区域と埋立事業場区域の違いについては、手引6ページの「1 柏市土砂等埋立て等規制条例の概要（2）埋立事業について」をご参照ください。）

譲受けの相手方が届け出た埋立事業届出の内容を記載すること。

- (㉕) 譲渡人の氏名及び住所

譲受けの相手方の氏名及び住所を記載すること。

- (㉖) 法定代理人の氏名及び住所

申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

- (㉗) 現場責任者（現場管理者）の氏名及び職名

現場責任者（現場管理者）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。

- (㉘) 譲受けの理由

譲受けの理由を記載すること。

エ 添付書類

- (㉙) 住民票の写し(法人の場合は、当該法人の登記事項証明書)

住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」なので注意すること。コピーは不可。法人の登記事項証明書についても同じ。

- (㉚) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）

(㉙)に同じ。コピーは不可。

- (㉛) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(㉙)に同じ。コピーは不可。

- (㉜) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）

(㉙)に同じ。コピーは不可。

- (㉝) 申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(㉙)に同じ。コピーは不可。

- ※ (㉙)から(㉝)について、この内容を警察に照会し、申請者が暴力団員等である旨の回答があった場合には、埋立事業許可を受けることはできません。

- (㉞) 埋立事業（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（予定）地内（小規模）土地使用同意書（一時堆積事業の場合にあっては、埋立事業（一時堆積）（予定）地内土地使用同意書又は埋立事業（小規模一時堆積）（予定）地内土地使用同意書）及び当該土地所有者の印鑑登録証明書

これらの同意書については、埋立事業地の所有者に対し、譲り受けようとする旨を説明し、当該埋立事業の全部を譲り受けることについての同意を得なければなりません。

実印を押印するほか、同意日（押印日）の記載もれが無いよう注意すること。

同意書は様式集5から6ページ、7から8ページ、9から10ページ、11から12ページのいずれかを使用すること。

表面・裏面の2ページにわたっているため、両面印刷したものを添付すること。片面印刷の場合は、両ページに署名及び押印をするか、2枚を重ねて割印を押すこと（割印等は印鑑登録証明書に登録された印鑑を使用すること）。そうでない場合、同意書としての効力が失われます。

(キ) 埋立事業区域の位置図及び付近の見取図

位置図は5,000分の1程度、見取図は2,500分の1程度で、道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(ク) 埋立事業予定地に係る土地登記事項証明書及び公図の写し

公図については、法務局から交付されたもの又は法務局において公図を謄写したものによること。いずれの場合も埋立事業区域を明示し、その区域に地目、地積、所有者の氏名・住所を記入すること。謄写したものにあつては謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

土地登記事項証明書については、法務局において発行されたものを添付すること。

(ケ) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(コ) 現場責任者の住民票の写し並びに現場責任者の顔写真が貼付された現場責任者説明事項票（小規模以外の場合のみ）

事業者が定めた当該埋立事業場の現場責任者であることを証明するため、住民票の写しを添付すること。住民票の写しはコピー不可。

(カ) 申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書）（小規模以外の場合のみ）

原本を添付すること。コピーは不可。

(キ) 譲受けを証する書面

埋立事業の譲渡が行われることを証する書類（譲渡契約書の写し等）。

(ク) その他市長が必要と認める事項

追加添付書類として指示があった場合は追加すること。

(6) 埋立事業着手届出書

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、埋立事業に着手した日から10日以内に、埋立事業着手届出書により、その旨を市長に届け出なければなりません。

ア 埋立事業に着手した日から10日以内に提出すること。

イ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部となります。なお、副本は、受付後、返却します。

ウ 様式は様式集53ページに掲載されたものを使用すること。

(7) 区域の表示

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、許可期間の間（届出の場合、埋立事業を行う期間の間）、木製の杭（一時堆積事業の場合は施行規則第22条第3項に規定する柱）に

より、埋立事業区域及び埋立事業場区域の境界を明らかにする表示をしなければなりません。

なお、この表示は事業の着手の際（事業の開始時、土砂搬入前）に設置すること。

これらによる境界表示をすることが困難であるときには、これらの方法と同等以上の効果を有する方法であると市長が認める方法に代えることができる場合がありますので、その場合には「条例及び施行規則に規定された境界表示をすることが困難な理由」及び「規定の方法による境界表示に代わる境界を明らかにする方法（規定の方法と同等以上の効果を有すると事業者が考えるもの）」を記載した書類及び図面を市長に提出すること。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、許可期間（届出の場合、埋立事業を行う期間）、次に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等に関する標識（様式は様式集 6 9 ページ記載）」を、埋立事業場の区域の見やすい場所に掲示しなければなりません。

ア 埋立事業許可の年月日及びその番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号

イ 埋立事業の目的

ウ 埋立事業区域の位置

エ 埋立事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号

オ 埋立事業の許可期間（届出の場合、埋立事業を行う期間）

カ 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の面積

キ 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者にあつては、当該土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

ク 現場責任者（現場管理者）の氏名及び職名

ケ 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の見取図

なお、この掲示は事業の着手の際（事業開始時、土砂搬入前）に設置すること。

(9) 土砂等搬入届出書

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該許可（届出）に係る埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときには、あらかじめ、土砂等の発生場所ごとに、及び土砂等の搬入量が 5,000 立方メートル以内ごとに土砂等搬入届出書を提出しなければなりません。このとき発生場所及び土壌が安全基準に適合していることを証する、次に掲げる書面の添付が必要となります。なお、提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部で、副本は、受付後に返却します。

ア 土砂等搬入届出書（様式集 5 4 ページ）

イ 土砂等の発生場所の事業者（※現場責任者ではありません。事業者としての証明が必要です。）が発行した土砂等発生元証明書（様式集 5 5 ページ）

ウ 試料の採取者が作成した検査試料採取調書（様式集 5 6 ページ）

検査試料採取場所の位置図及び検査試料の採取状況を撮影した写真を添付すること。

エ 地質分析（濃度）結果証明書（様式集 5 7 ページ）

(10) 埋立事業（一時堆積）状況報告書

ア 土砂等管理台帳の作成

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、土砂等の発生場所ごとに土砂等の1日ごとの搬入量及び運搬手段を記載した土砂等管理台帳（様式は様式集59ページ以降に掲載）を作成しなければなりません。なお、この台帳は各月ごとに、当該月の末日までに記載しなければなりません。

イ 土砂等の量等の報告

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、埋立事業（一時堆積）状況報告書に土砂等管理台帳の写しを添付して、埋立事業に使用された土砂等の量を、許可期間の開始日又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月ごと（一時堆積事業の場合は3月ごと）に市長に報告しなければなりません。

また、廃止、終了、完了をした旨を届け出る時にも報告が必要です。

状況報告書の様式は、様式集65、66ページに掲載されています。なお、提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部で、副本は、受付後に返却します。

(11) 埋立事業地質等検査報告書

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、市職員立会いの上で、許可期間の開始日又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月ごと（一時堆積事業の場合は3月ごと）等に土砂及び排水を採取し（排水は採取できる場合に限る。）、土壌の地質検査及び排水の水質検査結果を試料を採取した日から30日以内に報告しなければなりません。

ア 提出時期

次に掲げる場合に検査が必要です。

(ア) 埋立事業許可期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月（一時堆積の場合は3月）を経過すること

(イ) 埋立事業を廃止又は終了し、埋立事業廃止等届出書を提出する場合

(ウ) 埋立事業を完了し、埋立事業完了届出書を提出する場合

地質検査及び水質検査は、各提出時期に合わせて、市長が指定する市職員立会いの上、市長が指定する期日に行うこと。

結果の報告は、検査を行った日から30日以内に行うこと。

提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部になります。なお、副本は、受付後、返却します。

報告の様式は様式集67ページに掲載されたものを使用すること。

イ 地質検査

事業の開始から試料採取の日までに当該事業に係る土砂等の埋立て等が行われた区域を3,000平方メートルごとに区分し、当該区分ごとに土砂等の試料を1検体とすること。

採取は1検体について5点で採取し等量混合して作成すること。

※1 一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者が、当該一時堆積事業に係る埋立事業区域において、土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに区分して当該土砂等を堆積している場合は、アの地質等検査結果報告書の提出時期にかかわらず、当該区分して堆積されている土

砂等に係る地質検査を省略することができます。

- ※ 2 埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する埋立事業区域において行われた一時堆積事業にあっては、ア(ウ)の埋立事業を完了し、埋立事業完了届出書を提出した場合に行う地質検査に限り、実施の必要はありません。

ウ 水質検査

許可申請時に定めた排水測定地点において採取すること。

- ※ 埋立事業区域の面積が3,000平方メートル未満の埋立事業の場合は、水質検査を省略することができます。

エ 添付書類

(ア) 検査試料採取調書

検査試料の採取者が記入すること（各分析証明書ごとに必要です。）。

様式は様式集56ページに掲載されたものを使用すること。

(イ) 地質分析（濃度）結果証明書

分析機関と環境計量士の印があるものを提出すること（写しは不可）。

様式は様式集57ページに掲載されたものを使用すること。

(ロ) 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

分析機関と環境計量士の印があるものを提出すること（写しは不可）。

様式は様式集68ページに掲載されているものを使用すること。

(ハ) 検査試料採取場所の位置図（採取地点を平面図に記入）

(ニ) 検査試料採取場所の現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）

(12) 関係書類の縦覧及び保存

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、現場事務所（小規模埋立て等事業を行う者にあつては市長の指定した場所）で、関係書類を周辺の住民及び利害関係者に縦覧しなければなりません。

また、埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、関係書類を条例第25条第1項（廃止、終了）及び条例第26条第3項（完了）の届出日又は条例第30条第1項（許可取消し）の通知日から5年間、土砂等管理台帳を当該台帳の作成に係る期間の末日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。

なお、この縦覧等の用に供するための現場事務所は、事業の着手の際（事業開始時、土砂搬入前）に設置すること。

(13) 埋立事業相続等届出書

埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者について相続、合併又は分割（埋立事業許可又は埋立事業届出に係る埋立事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により埋立事業許可若しくは埋立事業届出に係る事業の全部を承継した法人は、地位の承継について、埋立事業相続等届出書により市長に届け出なければなりません。

また、埋立事業の許可を受けた者の地位の承継をしたときは、埋立事業地の所有者に対し、埋立事業相続等通知書（様式集90ページ）によりその旨を通知しなければなりません。

ア 埋立事業相続等届出書提出書類一覧

No.	書類又は図面	①許可申請	②届出	様式集掲載頁
	埋立事業相続等届出書	○	○	85-89
1	住民票の写し(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)	○	○	—
2	届出者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)	△	△	—
3	申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し	△	△	—
4	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書)	△	△	—
5	申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し	△	△	—
6	当該届出に係る変更の事実を証する書類	○	○	—

※1 ○印は必須、△印は「書類又は図面」欄中の条件に該当する場合に添付が必要。

イ 作成要領

- (ア) 埋立事業の許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の地位を承継したときは遅滞なく提出すること。
- (イ) 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部の2部になります。なお、副本は、受付後、返却します。
- (ロ) 様式は様式集85から89ページまでに掲載されているものを使用すること。

ウ 記載要領

- (ア) 埋立事業許可の年月日及び埋立事業許可番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号相続等した事業に係る当初事業者の受けていた埋立事業許可の許可年月日及び埋立事業許可番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号を記載すること。
- (イ) 埋立事業区域の位置
相続等した事業に係る区域の位置を記載すること。記載にあたっては、相続等した事業の埋立事業許可書又は埋立事業届出書に記載された事業区域の位置と同様に記載すること。
- (ロ) 埋立事業許可又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
相続等した事業の埋立事業許可書又は埋立事業届出書に記載された許可期間(届出の場合は、埋立事業を行う期間)と同様に記載すること。
- (ハ) 承継前の事業者の氏名及び住所
相続等をする前に埋立事業許可を受けていた又は埋立事業届出をしていた事業者の住所、氏名を記載すること。なお、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- (ニ) 承継年月日

相続等に係る当初事業者の相続、合併又は分割があった年月日を記載すること。

添付書類の「埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の地位を承継したことを証する書類」と整合がとれていることを確認すること。

(h) 法定代理人の氏名及び住所

相続等をした者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

(き) 承継の理由

届出者が相続等することに至った理由を簡潔に記載すること。

エ 添付書類

(ア) 住民票の写し（法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）

住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」なので注意すること。コピーは不可。法人の登記事項証明書についても同じ。

(イ) 承継者が未成年の場合にあつては、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ロ) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ハ) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）

(ア)に同じ。コピーは不可。

(ニ) 申請者に施行規則第7条の4に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

(ア)に同じ。コピーは不可。

※ (ア)から(ニ)について、この内容を警察に照会し、申請者が暴力団員等である旨の回答があった場合には、埋立事業相続等届出はできません。

(ホ) 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の地位を承継したことを証する書類

(14) 廃止・休止・終了に関する届出

ア 用語の意味

(ア) 廃止

埋立事業許可に係る許可期間又は埋立事業届出に係る事業期間の満了日までに埋立事業が完了する見込みはあるが、他の理由により満了日以前の日において事業を中止すること（満了日までには完了できそうではあるが、違う理由で事業を中止するもの）をいう。

(イ) 休止

埋立事業許可に係る許可期間又は埋立事業届出に係る事業期間の満了日以前の日において、満了日までの将来に事業を再開することを前提に、一度休止させること（一時的な中止）をいう。

(ウ) 終了

埋立事業許可に係る許可期間又は埋立事業届出に係る事業期間の満了日までに埋立事業を完了する見込みがないため、埋立事業を満了日以前の日において廃止すること（満了日までに完了できないために事業を中止するもの）をいう。

(エ) 完了

埋立事業許可又は埋立事業届出の計画のとおりにより事業を完成させること。

イ 埋立事業廃止（休止）事前届出書

(ア) 埋立事業を廃止又は休止（2月以上の休止に限る。）しようとする2月前までに提出すること。

(イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部になります。なお、副本は、受付後、返却します。

(ロ) 様式は様式集70ページから71ページまでに掲載されたものを使用すること。

(ハ) 添付資料

- a 廃止（休止）した場合の埋立事業区域の構造図
- b 廃止（休止）しようとする場合の工程
- c 埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に関する書類
- d 現状の埋立事業区域の写真

ウ 埋立事業終了事前届出書

(ア) 埋立事業を終了しようとする2月前までに提出すること。

(イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の計2部です。なお、副本は、受付後、返却します。

(ロ) 様式は様式集72ページから73ページまでに掲載されたものを使用すること。

(ハ) 添付書類

- a 終了した場合の埋立事業区域の構造図
- b 終了しようとするまでの工程
- c 埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に関する書類
- d 現状の埋立事業区域の写真

エ 埋立事業廃止等届出書

(ア) 埋立事業を廃止等（廃止・終了）したときは遅滞なく提出すること。

(イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部になります。なお、副本は、受付後、返却します。

(ロ) 様式は様式集74ページに掲載されたものを使用すること。

(ハ) 添付書類

廃止等したときの埋立事業区域の構造図

(オ) その他

埋立事業廃止等届出書の提出に併せて、埋立事業地質等検査結果報告書（地質検査及び水質検査は市長が指定する市職員立会いの上、市長が指定する期日に行うこと）及び埋立事業状況報告書（一時堆積事業にあつては埋立事業（一時堆積）状況報告書）の提出が必要です。

また、埋立事業廃止等届出書の提出後、市の職員による現地確認が必要です。確認後、その結果について埋立事業廃止等検査結果通知書を交付します。

(15) 完了に関する届出

ア 埋立事業完了事前届出書

(ア) 様式は様式集 75 ページから 76 ページまでに掲載されているものを使用すること。

(イ) 完了した場合の埋立事業区域の構造図及び完了するまでの工程表と一緒に提出すること。

(ロ) 埋立事業を完了しようとする 2 月前までに提出すること。

(ハ) 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部になります。なお、副本は、受付後、その場で返却します。

(ニ) 現状の埋立事業区域の状況が確認できる現場写真を添付すること。

イ 埋立事業完了届出書

(ア) 様式は様式集 77 ページに掲載されているものを使用すること。

(イ) 埋立事業を完了したときは遅滞なく、完了した埋立事業区域の構造図と一緒に提出すること。なお、構造図については、仮ベンチマークなど測量時の基準となる地点をもとに完了後の高さを計測し、竣工図として作成すること。

(ロ) 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部になります。なお、副本は、受付後、返却します。

(エ) その他

埋立事業完了届出書の提出に併せて、地質・水質検査の実施（検査後 30 日以内に埋立事業地質等検査結果報告書の提出が必要）及び埋立事業状況報告書（一時堆積事業にあつては埋立事業（一時堆積）状況報告書）の提出が必要です。

また、埋立事業完了届出書の提出後、市の職員による現地確認が必要です。確認後、その結果について埋立事業完了検査結果通知書を交付します。

(16) 名義貸しの禁止

埋立事業許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に当該埋立事業許可に係る埋立事業を行わせてはなりません。

6 関係法令抜粋

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 抜粋 (平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事事業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。
- 3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者(以下「元請建設工事事業者等」という。)は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第八条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

別表第一(第四条関係)

第一種建設発生土(砂、礫 ^{れき} 及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
---	--

<p>第二種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料</p>
<p>第三種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料</p>
<p>第四種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの(第三種建設発生土を除く。))をいう。)</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

(2) 発生土利用基準について(平成18年8月10日, 国官技第112号, 国官総第309号, 国営計第59号)

標記について, 別紙の通りとりまとめたので, 本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また, 「発生土利用基準について」(平成16年3月31日付国官技第341号, 国官総第66号)は廃止する。

(別紙)

1. 目的

本基準は, 建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥(以下「発生土」という。)の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより, 発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお, 本基準については, 今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ, 必要に応じ, 見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は, 発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし, 利用の用途が限定されており, 各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には, 別途規定されている基準等によるものとする。なお, 建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号, 国官総第137号, 国営計第41号, 平成18年6月12日)を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し, 発生土を利用するにあたっては, 関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は, 原則として, コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし, 表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお, 土質改良を行った場合には, 改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には, 表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は, 土質区分に基づき, 表-3に示す適用用途標準を目安とし, 個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い, 「発生土利用基準について」(国官技第341号, 国官総第669号, 平成16年3月31日)は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 (q ^{*5)c} (kN/m^2)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比(地山) w_n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの第3種建設発生土を除く)	第4a種	200 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4種改良土		有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
泥土*1), *9)	泥土 a	200 未満	人工材料	改良土 {I}	-	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
泥土 c	高有機質土	高有機質土 {Pt}	-			

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について昭和46年10月16日環整43厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃産276環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締めめた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒度	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準(1)

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し ^{※1}		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
区分								評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに 準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに 準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに 準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
粘土	粘土a	△		○		△		△		○	
	粘土b	△		△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		×		△	

[評価]

◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

○：適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準（2）

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (破礫及びこれらに準 ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの)	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに 準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準(3)

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立※2	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準 ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに 準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土a	△		○		○	
	泥土b	△		△		○	
	泥土c	×		×		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

* 「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
計算	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 関係条文抜粋 (昭和 37 年政令第 16 号)

(定義等)

第一条 4 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設(崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。))で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。)
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(以下略)

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重(以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
 - 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容

応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十条(表一を除く。)、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五(その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条(第三項を除く。)、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置する擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第二(第九条, 第三十条, 第三十五条関係)

土質	単位体積重量(一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三(第九条, 第三十条, 第三十五条関係)

土質	摩擦係数
岩、岩層、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

別表第四(第十条, 第三十条関係)

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
		第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下
二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上			
六十五度を超え七十度以下	二メートル以下			四十五センチメートル以上
	二メートルを超え三メートル以下			六十センチメートル以上
	三メートルを超え四メートル以下			七十五センチメートル以上
六十五度以下	二メートル以下			四十センチメートル以上
	二メートルを超え三メートル以下			五十センチメートル以上
	三メートルを超え四メートル以下			六十五センチメートル以上
	四メートルを超え五メートル以下			八十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

このことについてのお問い合わせ先

柏市 環境部 産業廃棄物対策課
 〒277-8505
 柏市柏5-10-1
 TEL 04(7167)1696